

# 福岡県公報

平成28年3月29日  
第3780号

## 目次

### 告示 (第289号 - 第303号)

○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	3
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課)	3
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	4
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	4
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	4
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課)	4
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	5
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
○道路の供用の開始	(道路維持課)	5
○消費者安全法第10条第1項に規定する機関の公示を廃する告示	(生活安全課)	5

### 公告

○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(保護・援護課)	6
○競争入札参加者の資格等	(総務事務センター)	6
○一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	8

○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	10
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	10
○福岡県農業振興地域整備基本方針の変更	(水田農業振興課)	11
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(障害者福祉課)	32
○県営土地改良事業の工事の完了	(農村森林整備課)	32
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(行政経営企画課)	32

### 教育委員会

○意見募集の結果の公示	(教育庁教職員課)	32
-------------	-----------	----

### 選挙管理委員会

○条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数	(市町村支援課)	32
○県議会の解散の請求又は県知事等の解職を請求する場合の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	(市町村支援課)	33
○県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数	(市町村支援課)	33

### 公安委員会

○福岡県行政手続条例に基づく意見募集の結果	(警察本部運転免許試験課)	34
○筑豊自動車試験場技能試験コースの使用許可等に関する規程	(警察本部運転免許試験課)	34
○行政不服審査手続規則を廃止する規則	(警察本部監察官室)	39
○福岡県行政手続条例に基づく意見募集の結果の公示	(警察本部監察官室)	39
○福岡県公安委員会が管理する公文書の開示等に関する規則等の一部を改正する規則	(警察本部監察官室)	39
○福岡県行政手続条例に基づく意見公募手続を実施しなかった理由の公示	(警察本部監察官室)	47

- 福岡県警察本部長が管理する公文書の開示等に関する規程及び福岡県警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規程の一部を改正する告示 (警察本部監察官室) ……47
- 福岡県警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則 (警察本部警務課) ……48
- 猟銃等講習会及び年少射撃資格講習会に関する規程の一部を改正する告示 (警察本部生活保安課) ……49
- 福岡県行政手続条例に基づく意見募集の結果 (警察本部組織犯罪対策課) ……49
- 福岡県暴力団排除条例施行の一部を改正する規則 (警察本部組織犯罪対策課) ……49

雑 報

- 西日本宝くじの発売条件等 (財 政 課) ……53
- 西日本宝くじの発売条件等 (財 政 課) ……53
- 西日本宝くじの発売条件等 (財 政 課) ……54
- 西日本宝くじの発売条件等 (財 政 課) ……54
- 西日本宝くじの発売条件等 (財 政 課) ……55
- 西日本宝くじの発売条件等 (財 政 課) ……55
- 西日本宝くじの発売条件等 (財 政 課) ……56
- 西日本宝くじの発売条件等 (財 政 課) ……56
- 西日本宝くじの発売条件等 (財 政 課) ……57
- 西日本宝くじの発売条件等 (財 政 課) ……57
- 西日本宝くじの発売条件等 (財 政 課) ……58
- 西日本宝くじの発売条件等 (財 政 課) ……59
- 西日本宝くじの発売条件等 (財 政 課) ……59
- 西日本宝くじの発売条件等 (財 政 課) ……60
- 西日本宝くじの発売条件等 (財 政 課) ……60
- 西日本宝くじの発売条件等 (財 政 課) ……61
- 西日本宝くじの発売条件等 (財 政 課) ……61

- 審議会の答申に係る福岡県意見提出制度要綱の規定に基づく意見及び答申の公表 (廃棄物対策課) ……62
- 審議会の答申に係る福岡県意見提出制度要綱の規定に基づく意見及び答申の公表 (廃棄物対策課) ……63

告 示

福岡県告示第289号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年3月29日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
京 築	県道	山 口 橋 線	前	京都郡苅田町大字上片島2201番1先から 京都郡苅田町大字上片島2204番3先まで	8.5 ～ 14.4	159.8
			後	京都郡苅田町大字上片島2201番1先から 京都郡苅田町大字上片島2204番3先まで	8.5 ～ 13.0	159.8

福岡県告示第290号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成28年3月29日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年3月29日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
京 築	山 口 行 橋 線	京都郡苅田町大字上片島2201番1先から 京都郡苅田町大字上片島2204番3先まで

**福岡県告示第291号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成28年3月29日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年3月29日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	渡 瀬 停車場 線	みやま市高田町濃施419番1先から みやま市高田町濃施374番1先まで

**福岡県告示第292号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年3月29日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
北九州	県道	岡 垣 遠 賀 線	前	遠賀郡岡垣町大字戸切292番9先から 遠賀郡岡垣町大字戸切291番先まで	14.8 ～ 30.7	43.2

		後	遠賀郡岡垣町大字戸切292番9先から 遠賀郡岡垣町大字戸切291番先まで	14.2 ～ 15.5	43.2
--	--	---	---	-------------------	------

**福岡県告示第293号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成28年3月29日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年3月29日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
八 女	唐 尾 広 川 線	八女市今福991番1先から 八女市今福904番4先まで

**福岡県告示第294号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成28年3月29日

福岡県知事 小 川 洋

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
長谷二丁目(b)	北九州市門司区長谷二丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第295号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第

57号) 第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成28年3月29日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
長谷二丁目(b)	北九州市門司区長谷二丁目 (別紙図面1に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

#### 福岡県告示第296号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成28年3月29日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
高峰-5	北九州市戸畑区高峰二丁目(別紙図面1に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

#### 福岡県告示第297号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成28年3月29日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
別所町	北九州市八幡西区別所町及び小鷲田町(別紙図面1に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
日吉台二丁目	北九州市八幡西区日吉台二丁目(別紙図面2に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

#### 福岡県告示第298号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成28年3月29日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
下高野	田川郡香春町高野(別紙図面1に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を香春町役場に備え置いて縦覧に供する。

#### 福岡県告示第299号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成28年3月29日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

下高野	田川郡香春町高野（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり
-----	--------------------------	---------	-----------------

備考 別紙図面1は省略し、その図面を香春町役場に備え置いて縦覧に供する。

### 福岡県告示第300号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成24年3月福岡県告示第542号飯塚都市計画下水道事業飯塚公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成28年3月29日

福岡県知事 小川 洋

#### 1 施行者の名称

飯塚市

#### 2 都市計画事業の種類及び名称

飯塚都市計画下水道事業飯塚公共下水道

#### 3 事業施行期間

昭和43年9月3日から平成34年3月31日まで

#### 4 事業地

##### (1) 収用の部分

平成24年3月28日福岡県告示第542号の事業地に次の区域を加える  
 伊川 字深町、字庄屋町、字合ノ本、字イリウ、字森ヶ鼻の一部  
 鶴三緒 字七浦、字先ヤサシ、字五反田、字ヤサシの一部  
 花瀬 字徳法師、字綾ヶ坪の一部

##### (2) 使用の部分

なし

### 福岡県告示第301号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年3月29日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
八女	県道	唐尾川線	前	みやま市瀬高町小田1064番1先から 筑後市大字溝口1048番先まで	47 ～ 89.2	1,424.9
			前	みやま市瀬高町小田1064番1先から 筑後市大字溝口4番6先まで	43 ～ 48.5	2,523.8
			後	みやま市瀬高町小田1064番1先から 筑後市大字溝口4番6先まで	43 ～ 48.5	2,523.8

### 福岡県告示第302号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成28年3月29日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年3月29日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
北九州	福岡宗像線 玄海	宗像市河東1009番1先から 宗像市河東1035番1先まで

### 福岡県告示第303号

消費者安全法第10条第1項に規定する機関の公示（平成21年9月福岡県告示第1377号）を廃止し、平成28年4月1日から施行する。

平成28年3月29日

福岡県知事 小 川 洋

## 公 告

### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年3月29日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
糟屋郡粕屋町大字阿恵繪積416番3及び416番4並びに字桶田453番5
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
福岡市早良区賀茂二丁目41番11号  
株式会社タチカワ  
代表取締役 立川 善浩

### 公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで生活保護法施行細則（昭和52年福岡県規則第48号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県福祉労働部保護・援護課に備え置きます。

平成28年3月29日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 意見を募集しなかった理由  
行政不服審査法（平成26年法律第68号）の制定等に伴い、当然必要とされる規定の整理を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、

同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

### 2 規則の公布日

平成28年3月29日

### 公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成28年3月29日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類  
運転者管理業務用端末装置等機器賃貸借
- 2 競争入札参加者の資格
  - (1) 競争入札に参加することができない者
    - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）
    - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
    - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）
    - エ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
    - オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
    - カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者
  - (2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

### 3 競争入札参加資格審査の申請方法等

#### (1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）
- ク 営業概要表（様式第5号）
- ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

- コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- シ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
- ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- ソ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- タ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障害者雇用はキに掲げるもの）
- チ 返信用封筒（392円切手を貼付した長形3号封筒）

#### (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

#### (3) 申請書の受付期間

この公告の日から平成28年4月20日（水曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

### 4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

### 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

#### (1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成29年9月末日までとする。

#### (2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成29年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

**公告**

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成28年3月29日

福岡県知事 小 川 洋

1 調達内容

(1) 調達案件名

運転者管理業務用端末装置等機器賃貸借契約

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

平成28年10月1日から平成33年9月30日までの間

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成27年5月福岡県告示第534号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成28年5月16日（月）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付けされている者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース、レンタル	AA

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-641-4141 内線2590

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

平成28年3月29日（火）から平成28年5月9日（月）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで5の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

平成28年5月16日（月）午後5時45分

(3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部入札室（地下1階北側）

(2) 日時

平成28年5月17日（火）午前10時30分

11 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵便入札を含む場合にあつては別に定める日時及び場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 入札金額の記載がない入札、又は入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額(税込み)の100分の5に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

(9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

(1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。

- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

#### 16 Summary

- (1) The name of a contract matter  
A lease contract for Driver Information Administration System computer terminals
- (2) Time Limit of Tender  
5:45 PM on May 16, 2016
- (3) Section where to inquire about this Notice of Tender  
Accounting Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Police Headquarters  
7-7, Higashi Koen, Hakata-ku, Fukuoka City 812-8576 Japan  
Tel 092-641-4141(Ext.2590)

#### 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成28年3月29日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日  
平成28年3月14日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
- (1) 名称

特定非営利活動法人 フリースペース よつば

- (2) 代表者の氏名  
石川 千恵
- (3) 主たる事務所の所在地  
朝倉市杷木久喜宮1508番地2
- (4) 定款に記載された目的  
この法人は、学校に行きづらい子、社会になじめない人の相談支援事業や居場所づくりを行い、悩んでいるのは、一人でないことを感じるような安心できる生活の場を提供し、利用者の自己肯定感を育て、未来へ向かって自立する支援をおこなうことを目的とする。

#### 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成28年3月29日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日  
平成28年3月11日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
- (1) 名称  
特定非営利活動法人福岡建物診断調査会
- (2) 代表者の氏名  
永野 明良
- (3) 主たる事務所の所在地  
(旧) 福岡市中央区舞鶴二丁目3番10号  
(新) 太宰府市連歌屋一丁目19番6号
- (4) 定款に記載された目的  
この法人は、設計業務、建築業務、不動産業務に携わってきた経験を基に、建築

物に関する正しい知識と技術の普及に努めると同時に、建築物構造計算の研究並びに適正な工事の促進を図ることによって、住民の生活環境の保全及び消費者の保護に寄与することを目的とする。

---

**公告**

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第5条第1項の規定に基づき、福岡県農業振興地域整備基本方針を変更したので、同条第3項において準用する同法第4条第7項の規定により次のとおり公表する。

平成28年3月29日

福岡県知事 小 川 洋

## 第 1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項（法第 4 条第 2 項第 1 号）

### 1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保の基本的考え方

#### (1) 優良農用地の確保・保全の基本的な方針

農地は、農業生産にとつて最も基礎的な資源であり、食料の安定供給や将来に向けて持続的かつ効率的な農業生産活動を行うために良好な状態で確保・保全していくことが必要である。また、農地は、農業生産活動が行われることにより県土の保全や水資源のかん養、生態系の保全、良好な景観の形成など多くの役割を果たしている。

本県では、変化に富む豊かな自然条件や大消費地を県内に有するという有利な市場条件を背景として、米、麦、大豆、野菜、果樹、花きなど地域の特性を活かした多種多様な農業生産が行われている。

一方、本県は、北九州市及び福岡市の政令指定都市を核として九州あるいは西日本における経済・文化の拠点として発展を続けており、広域幹線道路や鉄道等交通体系の整備に伴い、全県域的に農業的土地利用から都市的土地利用への転換が進んでいる。また、農業従事者の高齢化や担い手不足による荒廃農地の発生等に伴う農地面積の減少も進んでいる。

このようなか、本県の耕地面積は、平成 21 年の 87, 100 ha から平成 26 年には 84, 900 ha と減少しており、この傾向が今後も続くものと懸念される。

このため、本県の農業生産に必要な農地の確保及びその有効利用を図っていくためには、農地として利用すべき土地の確保、効率的かつ安定的な農業経営体に対する農地の利用集積や農作業の受委託等を含めた幅広い形での農作業の集約化など農地の効率的な利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくことが重要である。

特に、集团的に存在する農地や農業生産基盤整備事業の対象地等の優良な農地については、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号。以下「法」という。）に基づき農用地区域に設定しその確保に努めるとともに、当該農地を良好な状態で維持・保全し、有効利用を図る必要がある。

#### (2) 確保すべき農用地等の面積の目標

ア 確保すべき農用地等の面積の目標年及び目標設定の基準年

国は、「農用地等の確保等に関する基本指針」（平成 27 年 12 月 24 日変更。以下、「基本指針」という。）において、平成 26 年を「目標設定の基準年」、平成 37 年を「目標年」として、目標年における確保すべき農用地等の面積について、403 万 ha とする目標を掲げたところである。この基本指針において示された面積目標の設定基準に基づき、本県における確保すべき農用地等の面積を算定するものである。なお、基本指針及び本基本方針における「確保すべき農用地等の面積」とは、農用地区域内の農地面積から荒廃農地の面積を除いたものをいう。

イ 目標設定の基準年の農用地区域内の農地面積

本県の平成 26 年における農用地区域内農地面積は、71,600 ha とする。

ウ 面積目標の算定

① これまでのすすう勢が今後も同様に継続した場合の、農地以外の用途に供する等のための農用地区域からの除外、荒廃農地の発生による目標年までの農用地区域

内農地の減少面積を考慮した平成 37 年時点の農地面積

- ② 農業の生産条件の不利益を補正するための中山間地域等における支援、地域ぐるみでの農地保全に関する共同活動の推進などの諸施策を通じた農用地区域への編入促進による増加面積
- ③ 農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化等、多面的機能支払交付金による地域活動の推進等による荒廃農地の発生抑制の効果面積
- ④ 農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化等、荒廃農地の再生利用のための対策の推進による荒廃農地再生面積

エ 面積目標

平成 37 年において確保すべき農用地区域内の農地面積の目標は、上記ウの①の面積の設定に②～④の面積を加味して、71,400ha と設定する。

## 2 諸施策を通じた農用地等の確保のための取組の推進

農用地等の確保については、現況農用地を中心として次のとおり推進する。

### (1) 農業振興地域制度等の適切な運用

農用地等については、農業振興地域制度や農地転用許可制度の適切な運用により非農業的土地利用との調整を図りながらその確保に努めるとともに、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）等の活用により、認定農業者等の効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立に向けて、優良な農用地の確保に努める。

特に、法第 10 条第 3 項各号の農用地区域の設定基準を満たす集団的農地や農業生産基盤整備事業の対象農地等については、地域の特性を活かした農業が展開されるよう積極的な農用地区域への編入や除外抑制等の取組を通じて確保を図る。

### (2) 農地の保全・有効利用

農地中間管理機構による認定農業者等の担い手に対する農地の集積・集約化の促進、地域コミュニティによる活動や生産条件が不利な中山間地域等における営農の継続に対する支援、荒廃農地の再生利用活動への支援等により、荒廃農地の発生抑制・再生・有効利用に努める。

### (3) 農業生産基盤の整備

農地中間管理機構との連携を図りつつ農地の大区画化、汎用化や畑地かんがい施設等の整備を推進するとともに、農業用排水施設の機能を継続的に発揮させるための補修・更新を実施する等、地域の特性に応じた農業生産基盤の整備・保全管理を通じ、良好な営農条件を備えた農地の確保を推進する。

農業生産基盤の整備にあたっては、現状が農用地区域以外の土地についても一体的に整備を行うことが適当と認められるものについては、当該土地を積極的に農用地区域に編入する。

### (4) 非農業的土地需要への対応

非農業的土地需要に対応するための農地転用を伴う農用地区域からの農地の除外については、法第 13 条第 2 項に規定する農用地区域の変更の要件をすべて満たすなどにより、制度の適切かつ厳格な運用を図るとともに、都市計画等其他の土地利用との調整を図り、計画的な土地利用の確保に努める。特に、農業生産基盤整備事業が実施された農地は、その投資効果の確保の観点から将来にわたって優良農地として確保すべ

きものであることに十分留意する。

また、地方公共団体が農用地区域内にある土地を公用公共用施設の用に供するため、農用地利用計画の変更が必要となる場合には、法第 16 条に規定する農用地利用計画の尊重と農用地区域内における土地の農業上の利用の確保についての地方公共団体の責務に鑑み、法第 13 条第 2 項に規定する農用地区域の変更の要件を満たすよう努める。

なお、農業振興地域整備計画については計画的な実施を図る必要があることから、その変更は、原則として、法第 12 条の 2 の規定に基づきおおむね 5 年ごとに実施される基礎調査の結果等に基づき行う。

### (5) 交換分合制度の活用

農用地区域内の土地の農業上の利用を確保するため、農用地利用計画の変更を行うに当たっては、当該変更に係る土地の所有者、その他その土地に関し権利を有する者の意向を踏まえ、法第 13 条の 2 に規定する交換分合制度を積極的に活用するものとする。

### (6) 推進体制の確立等

農用地等の確保のための施策は、市町村、農業委員会、農業関係団体等と連携を図るとともに、県の関係部局間の連絡調整体制を確立し、制度の円滑かつ適正な運用によって推進していくものとする。

このため、農業振興地域整備基本方針の策定・変更に当たっては、県農業団体、都市計画審議会、市長会、町村会、商工会議所連合会、商工会連合会、中小企業団体連合会その他県の関係団体を代表する者、市町村農業振興地域整備計画の策定・変更に当たっては、関係農業団体、商工会議所、商工会その他市町村の関係団体及び集落代表者から必要に応じ幅広く意見を求めるものとする。

### (7) 農業振興地域整備計画の策定・変更手続

農業振興地域整備計画の策定・変更に当たっては、農業振興地域整備計画を策定・変更する理由を付して縦覧し、市町村の住民からの意見書の提出の機会を付与することにより手続きの公正性・透明性の向上を図り、地域の合意の下で各種農業振興施策を計画的かつ円滑に推進するものとする。

## 3 農業上の土地利用の基本的方向

本県は九州の北東部に位置し、三方を玄界灘、響灘、周防灘、有明海に囲まれ、また、筑紫山地、脊振山地、耳納山地等の山地があり、さらに筑後川、矢部川、遠賀川、山国川の河川が流れ、その間に広がる肥沃な平地等において多様な農業が展開されている。本県における農業地帯の区分に当たっては、市町村の区域を基本とし、地形、気候の類似性や土地利用の方向・各種開発の関連性等を総合的に勘案して、以下のとおり 6 つの農業地帯に分類する。

各農業地帯における土地利用の基本的方向は、次のとおりである。

### (1) 福岡農業地帯

本地帯は、福岡平野、糸島平野並びに宗像平野からなり、南は脊振山系、東は三郡山系、北は博多湾、玄界灘に囲まれた平坦地で、急速な都市化の影響を受けながらも、温暖な気象条件や大消費地に近接する立地条件等を活かして、野菜、花き等の都市近

郊型農業が行われている。

今後は、都市的土地需要との適切な土地利用調整を行うとともに、ほ場整備、農業用水の確保等の農業生産基盤整備や農作業の集約化の推進等により、優良農用地としての利用を確保することを基本とする。

#### (2) 筑後北部農業地帯

本地帯は、その中央を流れる筑後川の中流域に広がる両筑平野を中心に、肥沃な土壌、温暖な気候条件を活かし、多種多様な農産物の生産が行われている。

本地帯では、早くからほ場整備など農業生産基盤の整備が推進されているが、近年では幹線道路沿道における商業・工業用地などの都市的土地需要の高まりや担い手の不足等による荒廃農地の発生などが懸念されている。

今後は、都市的土地需要との適切な土地利用調整を行うとともに、効率的かつ安定的な農業経営体への農作業の集約化を促進するため地域に応じたほ場整備や、中山間地域における農業生産基盤整備の推進等により、優良農用地としての利用を確保することを基本とする。

#### (3) 北九州農業地帯

本地帯は、県の最北部に位置し、地帯の南部に福智山、平尾台を擁し、南北に遠賀川、紫川等が貫流し、地形は山間地、丘陵地、平坦地と変化に富んでいる。

本地帯では、大消費地に近接する立地条件を活かして、キャベツ等の露地野菜や軟弱野菜の施設栽培など都市近郊型農業が展開されている。

今後は、都市的土地需要との適切な土地利用調整を行うとともに、効率的かつ安定的な農業経営体への農作業の集約化を促進するためほ場の大区画化など農業生産基盤整備の推進等を図り、優良農用地としての利用を確保することを基本とする。

#### (4) 筑豊農業地帯

本地帯は、県の中央部に位置し、福岡、北九州両都市圏に隣接するとともに、英彦山、福智山等に囲まれた盆地で、地形は平坦地から中山間地まで広範囲にわたっている。

また、従来より実需者から良質米地帯としての評価が高く、水稲を中心とした農業生産が行われてきたが、ほ場整備事業や鉱害復旧事業により農地改良が進んだことから、一部の地域では麦・大豆や園芸品目を取り入れた多様な農業生産が行われている。

今後は、高性能大型農業機械の導入促進や大消費地に近接する立地条件をいかした高収益型農業を展開するため、ほ場の大区画化など農業生産基盤整備の推進等を図り、優良農用地としての利用を確保することを基本とする。

#### (5) 筑後南部農業地帯

本地帯は、熊本・大分両県に接する山間部から有明海の干拓地に至る広い地域にわたって、水稲、麦、大豆を始め、いちご、ナス、みかん、花き、茶など多種多様な農業生産が行われている。

本地帯では、筑後川及び矢部川流域において国営事業も含めさまざまな農業生産基盤の整備が行われており、ほ場整備率は県平均を上回っている。

今後は、効率的かつ安定的な農業経営体による高収益型農業の促進等を図り、優良農用地としての利用を確保することを基本とする。

#### (6) 京築農業地帯

本地帯は、県の最東部に位置し、南西部にある英彦山系から周防灘に向けて扇状に開けた地形にある。

本地帯では、水稻・麦・大豆を中心とした土地利用型農業を主とし、野菜・果樹などの生産も行われ、隣接する北九州への食料供給基地の役割を担っている。

今後は、担い手の不足などによる非農地化の進行が懸念されているが、ほ場の大区画化や水田の汎用化などの農業生産基盤整備の推進により農作業の集約化を図り、米・麦・大豆と野菜等を組み合わせた収益性の高い農業を展開する効率的かつ安定的な農業経営体を育成し、優良農用地としての利用を確保することを基本とする。

## 第 2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項（法第 4 条第 2 項第 2 号）

【指定予定地域】

農地帯	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模
福	福岡地域 (福岡市)	福岡市のうち、都市計画法の市街化区域・臨港地区、流通業務市街地の整備に関する法律の流通業務地区及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 5,607 ha (農用地面積 1,566ha)
	筑紫野地域 (筑紫野市)	筑紫野市のうち、都市計画法の市街化区域及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 3,459 ha (農用地面積 789ha)
岡	宗像地域 (宗像市)	宗像市のうち、都市計画法の市街化区域及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 8,038 ha (農用地面積 2,829ha)
	古賀地域 (古賀市)	古賀市のうち、都市計画法の市街化区域及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 2,384 ha (農用地面積 695ha)
農	福津地域 (福津市)	福津市のうち、都市計画法の市街化区域・用途地域及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 3,713 ha (農用地面積 1,663ha)
	糸島地域 (糸島市)	糸島市のうち、都市計画法の市街化区域・用途地域及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 13,807 ha (農用地面積 5,446ha)
業	那珂川地域 (那珂川町)	那珂川町のうち、都市計画法の市街化区域及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 618 ha (農用地面積 322ha)
	篠栗地域 (篠栗町)	篠栗町のうち、都市計画法の市街化区域及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 1,230 ha (農用地面積 220ha)
地	須恵地域 (須恵町)	須恵町のうち、都市計画法の用途地域及び規模の大きな森林を除く区域	総面積 496 ha (農用地面積 155ha)
	新宮地域 (新宮町)	新宮町のうち、都市計画法の市街化区域及び規模の大きな森林を除く区域	総面積 602 ha (農用地面積 199ha)
帯	久山地域 (久山町)	久山町のうち、都市計画法の市街化区域及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 552 ha (農用地面積 310ha)
	粕屋地域 (粕屋町)	粕屋町のうち、都市計画法の市街化区域及び流通業務市街地の整備に関する法律の流	総面積 701 ha (農用地面積 245ha)

	福岡農業地帯計 (12地域)	通業務地区等を除く区域	総面積 (農用地面積)
筑後北部農業地帯	久留米地域 (久留米市)	久留米市のうち、都市計画法の市街化区域 ・用途地域及び規模の大きな森林等を除く 区域	総面積 41,207 ha (農用地面積 14,439ha)
	小郡地域 (小郡市)	小郡市のうち、都市計画法の市街化区域等 を除く区域	総面積 17,331 ha (農用地面積 9,055ha)
	うきは地域 (うきは市)	うきは市のうち、規模の大きな森林等を除 く区域	総面積 3,712 ha (農用地面積 1,958ha)
	朝倉地域 (朝倉市)	朝倉市のうち、都市計画法の用途地域及び 規模の大きな森林等を除く区域	総面積 7,371 ha (農用地面積 3,328ha)
	筑前地域 (筑前町)	筑前町のうち、都市計画法の用途地域及び 規模の大きな森林等を除く区域	総面積 15,668 ha (農用地面積 5,642ha)
	東峰地域 (東峰村)	筑前町のうち、都市計画法の用途地域及び 規模の大きな森林等を除く区域	総面積 5,464 ha (農用地面積 2,572ha)
	大刀洗地域 (大刀洗町)	東峰村のうち、規模の大きな森林を除く区 域	総面積 1,013 ha (農用地面積 280ha)
		大刀洗町のうち、都市計画法の用途地域を 除く区域	総面積 1,999 ha (農用地面積 1,311ha)
	筑後北部農業地帯計 (7地域)		総面積 52,558 ha (農用地面積 24,146ha)
	北九州農業地帯	北九州地域 (北九州市)	北九州市のうち、都市計画法の市街化区域 ・臨港地区、自然公園法の国定公園の特別 保護地区及び規模の大きな森林等を除く区 域
中間地域 (中間市)		中間市のうち、都市計画法の市街化区域等 を除く区域	総面積 408 ha (農用地面積 252ha)
水巻・芦屋地域 (水巻町芦屋町)		水巻町のうち、都市計画法の用途地域等を 除く区域。芦屋町のうち、都市計画法の用 途地域・臨港地区及び規模の大きな森林等 を除く区域	総面積 286 ha (農用地面積 151ha)
岡垣地域 (岡垣町)		岡垣町のうち、都市計画法の用途地域及び 規模の大きな森林等を除く区域	総面積 2,099 ha (農用地面積 751ha)
遠賀地域 (遠賀町)		遠賀町のうち、都市計画法の用途地域及び 規模の大きな森林等を除く区域	総面積 1,019 ha (農用地面積 521ha)
北九州農業地帯計 (5地域)			総面積 9,809 ha (農用地面積 4,306ha)
直方地域 (直方市)		直方市のうち、都市計画法の用途地域及び 規模の大きな森林等を除く区域	総面積 2,550 ha (農用地面積 765ha)
飯塚地域 (飯塚市)		飯塚市のうち、都市計画法の用途地域及び 規模の大きな森林等を除く区域	総面積 8,283 ha (農用地面積 2,717ha)
田川地域		田川市のうち、都市計画法の用途地域及び	総面積 2,377 ha

(田川市)	規模の大きな森林等を除く区域	(農用地面積 770ha)
豊	宮若市のうち、都市計画法の用途地域及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 3,969 ha (農用地面積 2,033ha)
農	嘉麻市のうち、規模の大きな森林等を除く区域	総面積 8,697 ha (農用地面積 1,991ha)
業	小竹町のうち、工業団地等を除く区域	総面積 814 ha (農用地面積 170ha)
地	鞍手町のうち、都市計画法の用途地域及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 2,563 ha (農用地面積 923ha)
帯	桂川町のうち、都市計画法の用途地域及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 1,504 ha (農用地面積 525ha)
	香春町のうち、規模の大きな森林を除く区域	総面積 1,848 ha (農用地面積 669ha)
	添田町のうち、自然公園法の国定公園の特別保護地区及び規模の大きな森林を除く区域	総面積 4,129 ha (農用地面積 720ha)
	糸田町のうち、規模の大きな森林等を除く区域	総面積 394 ha (農用地面積 172ha)
	川崎町のうち、規模の大きな森林等を除く区域	総面積 1,438 ha (農用地面積 451ha)
	大任町のうち、ゴルフ場を除く区域	総面積 1,293 ha (農用地面積 345ha)
	赤村のうち、規模の大きな森林を除く区域	総面積 1,825 ha (農用地面積 459ha)
	福智町のうち、規模の大きな森林等を除く区域	総面積 2,663 ha (農用地面積 887ha)
筑豊農業地帯計 (1.5地域)		総面積 44,347 ha (農用地面積 13,597ha)
筑	大牟田地域 (大牟田市)	総面積 3,724 ha (農用地面積 1,189ha)
後	柳川地域 (柳川市)	総面積 6,931 ha (農用地面積 3,971ha)
南	八女地域 (八女市)	総面積 32,112 ha (農用地面積 10,158ha)
部	筑後地域 (筑後市)	総面積 3,452 ha (農用地面積 2,006ha)
農	大川地域 (大川市)	総面積 2,632 ha (農用地面積 1,155ha)
業	みやま地域 (みやま市)	総面積 9,676 ha (農用地面積 5,260ha)

地帯	区域		総面積 1,843 ha (農用地面積 1,070ha)
	大木地域 (大木町)	大木町全域	
筑後南部農業地帯計 (8地域)	広川地域 (広川町)	広川町のうち、規模の大きな森林等を除く区域	総面積 3,050 ha (農用地面積 1,170ha)
	行橋地域 (行橋市)	行橋市のうち、都市計画法の用途地域及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 63,420 ha (農用地面積 25,979ha)
京築農業地帯	豊前地域 (豊前市)	豊前市のうち、都市計画法の用途地域・臨港地区及び規模の大きな森林を除く区域	総面積 4,634 ha (農用地面積 2,107ha)
	苅田地域 (苅田町)	苅田町のうち、都市計画法の市街化区域・臨港地区及び規模の大きな森林を除く区域	総面積 5,093 ha (農用地面積 1,925ha)
農業地帯	みやこ地域 (みやこ町)	みやこ町のうち、規模の大きな森林を除く区域	総面積 832 ha (農用地面積 569ha)
	吉富地域 (吉富町)	吉富町のうち、都市計画法の用途地域を除く区域	総面積 6,863 ha (農用地面積 3,281ha)
京築農業地帯計 (7地域)	上毛地域 (上毛町)	上毛町のうち、規模の大きな森林を除く区域	総面積 374 ha (農用地面積 224ha)
	築上地域 (築上町)	築上町のうち、都市計画法の用途地域及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 4,152 ha (農用地面積 1,311ha)
県計 (54地域)	京築農業地帯計 (7地域)		総面積 28,243 ha (農用地面積 11,780ha)
	県計 (54地域)		総面積 239,584 ha (農用地面積 94,247ha)

(注)「総面積」は、農業振興地域全体の面積をいい、「農用地面積」は、農業振興地域内の農用地区域外(農振白地)を含めた農用地(農地及び採草放牧地)の合計面積である。(平成27年11月時点 県調べ)

### 第3 基本的事項 (法第4条第2項第3号)

#### 1 農業生産基盤の整備及び開発に関する事項 (法第4条第2項第3号イ)

##### (1) 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本県においては、農業・農村の持続的発展に向け、地域農業の担い手となるべき農業経営体の育成、生産条件が不利な中山間地域の活性化、農業用水の安定確保及び有効利用などの地域農業の近代化を推進する必要がある。

これらの実現に向けて、大規模経営が可能となるほ場の大区画化、高収益型農業を展開するための水田の汎用化、用排水施設の効率化などの農業生産基盤整備について、環境との調和に配慮しつつ、地域の実態に応じてその推進を図る。

##### (2) 農業地帯別の農業生産基盤の整備及び開発の方向

ア 福岡農業地帯

生産性・収益性の向上や経営規模の拡大を図る担い手への農作業の集約化を図るため、平地農業地域における用排水施設の整備とほ場の大区画化等の一体的な推進を図る。

また、中山間地域における農業・農村の活性化を図るため、自然環境の保全や営農体系に配慮して農業生産基盤整備の推進を図る。

#### 「田」の整備

生産性向上のためのほ場の大区画化と都市環境、農村環境、自然環境に配慮した農業生産条件の整備を進める。

#### 「畑」の整備

農道の整備を進める。また、畑地かんがい施設の整備を図る。

#### 「樹園地」の整備

基本的には、「畑」の整備と同様である。

### イ 筑後北部農業地帯

生産性・収益性の向上や経営規模の拡大を図る担い手への農作業の集約化を図るため、用排水施設の整備とほ場の大区画化等の一体的な推進を図る。

また、中山間地域における農業・農村の活性化を図るため、自然環境の保全や営農体系に配慮して荒廃農地の再生・有効利用を含む農業生産基盤整備の推進を図る。

#### 「田」の整備

高性能農業機械の導入を前提とした近代的農業に対応する水田とするため、地域特性や地形条件を活かしたほ場整備を進める。

#### 「畑」の整備

畑作振興を図るため、農道、畑地かんがい施設整備による経営の効率化を進める。

#### 「樹園地」の整備

傾斜地農業の効率化を図るため、農道、畑地かんがい施設の整備を進める。

### ウ 北九州農業地帯

生産性・収益性の向上や経営規模の拡大を図る担い手への農作業の集約化を図るため、平地農業地域における用排水施設の整備とほ場の大区画化等の一体的な推進を図る。

#### 「田」の整備

平地農業地帯を中心に存在する水田については、ほ場の大区画化等を進める。

#### 「畑」の整備

農道の整備を進める。また、畑地かんがい施設の整備を図る。

#### 「樹園地」の整備

基本的には、「畑」の整備と同様である。

### エ 筑豊農業地帯

生産性・収益性の向上や経営規模の拡大を図る担い手への農作業の集約化を図るため、用排水施設の整備とほ場の大区画化等の一体的な推進を図る。

また、中山間地域における農業・農村の活性化を図るため、自然環境の保全や営農体系に配慮して荒廃農地の再生・有効利用を含む農業生産基盤整備の推進を図る。

る。

「田」の整備

ほ場の大区画化、用排水施設、農道の整備改良を進める。

「畑」の整備

農道の整備を進める。また、畑地かんがい施設の整備を図る。

「樹園地」の整備

基本的には、畑の整備と同様である。

オ 筑後南部農業地帯

生産性・収益性の向上や経営規模の拡大を図る担い手への農作業の集約化を図るため、平地農業地域における用排水施設の整備とほ場の大区画化等の一体的な推進を図る。

また、中山間地域における農業・農村の活性化を図るため、自然環境の保全や営農体系に配慮して荒廃農地の再生・有効利用を含む農業生産基盤整備の推進を図る。

「田」の整備

貯留機能を有する幹線用排水路の整備を進める。また、ほ場の大区画化等を進める。

「樹園地」の整備

農道の整備を進める。また、既成園の整備を推進するとともに、開発適地山林原野について開発を進める。

カ 京築農業地帯

生産性・収益性の向上や経営規模の拡大を図る担い手への農作業の集約化を図るため、用排水施設の整備とほ場の大区画化等の一体的な推進を図る。

また、中山間地域における農業・農村の活性化を図るため、自然環境の保全や営農体系に配慮して荒廃農地の再生・有効利用を含む農業生産基盤整備の推進を図る。

「田」の整備

ほ場の大区画化、用排水施設、農道の整備改良を進める。

「畑」の整備

農道の整備を進める。また、畑地かんがい施設の整備を図る。

「樹園地」の整備

基本的には、「畑」の整備と同様である。

**(3) 広域整備の構想**

ア 用排水の改良

筑後川流域の農業地帯では、用水の安定供給と排水改良を目的として、ダム建設、基幹用排水路の整備、クリークの統廃合等を広域的に行うこととし、筑後北部地区では、水資源機構宮岡筑平野用水事業、国営耳納山麓土地改良事業、国営筑後川中流土地改良事業が、筑後南部地区においては、水資源機構宮事業及び国営筑後川下流土地改良事業が実施された。また、これらの事業と併せ行ってきた県営規模の用排水施設の整備も概ね完了した。

今後は、これらの地域資源である農業用水及び水利システムの有効活用と長寿命

化を図り、ライフサイクルコストを低減する観点から、機能保全対策や更新整備等を実施し、水資源の効率的な利用とともに、水環境の保全を推進する。

#### イ ほ場の整備

高性能農業機械の導入を前提とした広域的なほ場の整備を、農道整備や用排水の改良と併せて推進するものとし、特に筑後川中流及び下流地域の水田地帯は国営、県営かんがい排水事業と調整しながら広域的かつ計画的な大区画ほ場の整備を推進する。

#### ウ 農道の整備

農業生産資材や農産物の運搬、大型農業機械の導入等農業の近代化を推進することを目的とし、併せて農村における生活環境の改善にも資するため、ほ場整備等との調整を図りながら農道整備を推進する。また、未舗装農道については、地域農業の実態を踏まえた上で改良が必要な路線について、舗装により質的改善を図る。

#### エ 農村の環境整備への配慮

農業及び農村の健全な発展を促すため、生産性の高い農業の実現に向けた生産基盤の整備を図るとともに豊かで住みよい農村となるよう、交通、衛生、教育、文化等の生活環境整備を総合的に推進する。

## 2 農用地等の保全に関する事項（法第 4 条第 2 項第 3 号ロ）

### （1）農用地等の保全の方向

近年、各地で記録的な集中豪雨が頻繁に発生し、甚大な被害をもたらす状況がある中、安定的な農業生産を維持し、県土の保全等の多面的な役割を有効に機能させるため、今後も農地や水路、ため池等の農業用施設の防災対策を着実に実施していく必要がある。

また、生産条件不利農地が多く存在する中山間地域を中心に、農業従事者の減少や高齢化の進行等を背景として荒廃農地の拡大が見られ、県土の有効利用の観点から問題となっている。

このため、荒廃農地のうち農業的利用が見込まれる農地については再活用に向けた取組を推進するとともに、特に、荒廃農地等の増加が見込まれる中山間地域においては、農業生産活動が行われることにより生じる多面的機能を維持していくため、農業生産条件を改善するための支援を行う。

### （2）農用地等の保全のための施策

防災的見地から、ほ場整備、畑地かんがい等の事業を総合的、計画的に実施し、災害の防止と併せて農地の整備・保全を図る。

ため池を水源とした水利用を図っている地域では、災害防止と用水確保を目的に、ため池の整備を積極的に進める。

また、湛水防除や地すべり防止等の各事業を積極的に推進する。

### （3）農用地等の保全のための活動

ア 中山間地域等直接支払制度の推進

荒廃農地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、担い手の育成等による農業生産の維持を通じて多面的機能を確保する観点から、中山間地域等直接支払制度の積極的な運用を図る。

この制度の活用により、農用地区域内で生産条件が不利な地域において、集落協定や個別協定に基づき農地、水路及び農道等の維持管理等を行い、荒廃農地の発生を防止するとともに農業生産活動の促進を図る。

イ 荒廃農地の維持管理と有効利用

荒廃農地のうち農業的利用が図られる農地については、農業経営基盤強化促進法の適正な運用により認定農業者等への農作業の集約化を図るとともに、農地中間管理機構の中間保有機能の活用による管理耕作を通じた農業的利活用の促進を図る。

ウ 基金や集落協定に基づく棚田等の持続的な保全活動

農地、水路及び農道等の維持・保全と利活用に係る地域住民等による共同活動の活性化を通じて、これらが有する県土保全等の多面的機能の発揮を図り、中山間地域の活性化に資するため、中山間ふるさと・水と土保全対策事業や棚田地域水と土保全推進事業の適切な運用を図る。

エ 地域住民が一体となった資源保全活動の推進

過疎化、高齢化、混住化等の進行による集落機能の低下が懸念される農村地域において、地域住民を含めた多様な主体の参画を得た地域の活動組織が市町村の認定を受け、農地周辺の水路、農道及びため池等の維持管理を行うことにより、これらの資源の適切な保全を図る。

オ 鳥獣被害対策の強化

イノシシ、シカ等の野生鳥獣による農作物被害の防止を図るため、有害鳥獣の捕獲を徹底し、獣肉利用を含め捕獲獣の適正処理体制を整備するとともに、放牧地などの緩衝帯で隔離を誘導し、野生鳥獣を寄せ付けない環境づくりを推進する。

カ 景観農業振興地域整備計画策定の支援

各市町村の都市部、農山漁村部における良好な景観を保全・形成するため、市町村が景観法による景観行政団体として景観計画の策定を行う場合には、景観と調和のとれた良好な営農条件確保を目的とする景観法（平成 16 年法律第 110 号）の規定に基づく「景観農業振興地域整備計画」策定についての検討を支援する。

### 3 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項（法第 4 条第 2 項第 3 号ハ）

本県では、施設野菜、花き等において、有利な市場条件や水田の持つ高い生産力を活かした高収益型農業が展開され、また、米麦等の土地利用型農業においても個別大規模農家や農業生産法人の規模拡大及び集落営農組織の法人化を進めるなど、効率的かつ安定的な農業経営体の育成が図られている。

一方、農業従事者の高齢化や兼業化が進み、地域における農業の担い手の減少が進んでいる。

このような中で、更に農業生産の増大と生産性の向上を図るためには、土地の有効利用を基本としつつ、意欲的な認定農業者等への農作業の集約化を図るなど土地利用型農業の規模拡大を進める必要がある。

このため、大区画ほ場整備等農業生産基盤の整備を推進するとともに、需要の動向及び地域の特性を活かした営農類型を目標に農地中間管理事業等各種の農地流動化方策を活用し、農作業の受委託を含めた幅広い形での農用地の流動化を促進する。

また、農用地の利用改善及び農家の営農改善等を促進するため、地域の農業生産条件等を考慮しつつ、かつ需要に即した大豆等転作物の作付の団地化を進めるものとし、水田の裏作としては、麦・飼料作物等の集団栽培を推進する等、農用地の高度利用及び不作付地の解消に努める。

さらに、集落営農組織の育成による農業機械、施設の効率的な利用を促進するとともに、耕種農家と畜産農家の有機的な連携を深め、飼料生産は場への堆肥散布等の資源循環による地力の維持増進に努める。

このような視点に立った目標とすべき営農類型は次のとおりである。

番号	営農類型	生産規模
1	水稻＋麦類＋大豆	水稻 800a、麦類 1,500a、大豆 700a
2	水稻＋麦類＋大豆＋ 露地野菜	水稻 400a、麦類 700a、大豆 300a、 露地野菜 300a
3	いちご専作 (雇用導入型)	いちご 60a
4	いちご専作 (家族経営型)	いちご 30a
5	青ねぎ専作	青ねぎ 180a
6	ナス専作	ナス 40a
7	トマト専作	トマト 50a
8	キク専作	キク 50a
9	草花専作	トルコギキョウ＋その他の草花 50a
1 0	温州みかん専作	極早生 50a 早生 170a 普通 50a
1 1	かき＋いちじく	かき 220a、いちじく 30a
1 2	かき＋ぶどう	かき 220a、ぶどう 60a
1 3	酪農専業 (フリーストール方式)	乳牛 100 頭、飼料作物 1,300a
1 4	酪農専業 (繋ぎ飼い方式)	乳牛 50 頭、飼料作物 1,000a
1 5	肥育牛専業	黒毛和種 150 頭、飼料作物 300a
1 6	茶専作	茶 500a 加工受託 100a
1 7	水稻＋麦類＋大豆 (生産法人)	水稻 2,000a、麦類 4,000a、大豆 2,000a

#### 4 農業の近代化のための施設の整備に関する事項（法第 4 条第 2 項第 3 号二）

本県の農業生産を担う農業就業人口は、高齢化の進行などにより減少が続けている。この現象は福岡、北九州の都市近郊にとどまらず筑後北部や筑後南部の農村地帯においても同様の傾向にあり、深刻な問題となっている。

このような情勢に対処し、本県農業の健全な発展と農業経営の安定を図るためには、野菜、果樹、畜産部門の振興とともに、水稻中心の土地利用型農業から収益性の高い作目への転換等を図っていく必要がある。

このためには、農用地の計画的な利用及び農業生産基盤の整備の推進を図るとともに、意欲ある農業者を核とした収益性の高い農業生産を実現するための基幹的な共同利用施設や高性能農業機械等を地域の実情に応じて計画的に導入していく必要がある。

以上の基本的な方向に基づき本県における整備の基本的な方針は次のとおりである。

### (1) 農業地帯別の農業近代化施設の整備方針

#### ア 福岡農業地帯

この地帯の農業は、福岡都市圏という大消費地を抱え都市近郊的性格を強く帯びていることから、野菜、果樹、畜産、花き等の作目を中心とした高収益型農業による主産地形成を促進するものとし、基幹作目である米については生産性並びに品質の向上とブランド米の生産地としての形成を図る。

特に、野菜、米、かんきつ等重点作目の生産体制のあり方及び農業近代化施設の整備方針は次のとおりである。

#### (ア) 米・麦・大豆

トラクター、収穫機等高性能機械体系による省力化、大規模乾燥調製施設の機能向上、整備を進めるとともに、機械の共同利用や農作業の集約化を進める。

#### (イ) 野菜

露地野菜については、特に栽培管理、集出荷用機械の導入により省力化を図るとともに、集出荷施設等の整備を図る。

施設野菜については、果菜類を主体に収益性向上のため温室等の整備とともに、集出荷施設の整備促進を図る。また、都市近郊野菜、特に軟弱野菜については、福岡都市圏に新鮮な野菜の供給ができるよう施設化の推進等により生産振興を図る。

#### (ウ) 果樹

かんきつを中心とした産地であり、高品質果実の安定生産と優良品種の導入を図る。また、果樹の多品目生産を維持し、消費者の多様なニーズに応える。そこで、高品質果実の安定生産と省力化のため、機械・施設の導入を進めるとともに、集出荷貯蔵施設や園地基盤の整備等産地の条件整備を図る。

#### (エ) 花き

高品質花き生産と集出荷体制の合理化を推進するため、生産施設の高度化、集出荷施設の整備を図る。

#### (オ) 畜産

酪農、肉用牛、養豚及び養鶏を中心に生産性の向上を図るための省力・省エネ型畜舎、家畜排せつ物の適正処理及び利用促進を図るための施設・機械、畜産物の高付加価値化を図るための畜産物加工施設、飼料自給率の向上及びコスト低減のための飼料作物生産利用施設・機械などの整備を推進し、生産から流通に至るまでの過程で、施設・機械の近代化を図る。

#### イ 筑後北部農業地帯

この地帯の農業生産は、基幹作目である米をはじめ、果樹、苗木、花き・花木、露地及び施設野菜等多くの作目の主産地形成が進んでいるところであり、さらに大型の主産地形成を進める必要がある。今後のこれら重点作目の生産体制のあり方及び農業近代化施設の整備方針は次のとおりである。

## (ア) 米・麦・大豆

基盤整備実施地区を中心に、高性能機械体系による省力化や農作業の集約化を推進するとともに、大規模乾燥調製施設の機能向上を図り、品質及び生産性の向上を進める。

## (イ) 野菜

露地野菜については、産地の維持・拡大を図るため、省力・軽作業化のための機械・施設や集出荷施設の整備を推進する。

施設野菜については、この地帯が施設野菜の主産地であることから、収益性向上のため温室等の整備を促進するとともに、省力・軽作業化のための機械・施設や集出荷施設の整備を推進する。

## (ウ) 苗木

自然的条件と生産技術等に支えられて、全国有数の産地形成が進んでいる。今後は、かん水、病虫害防除等の省力施設の導入及び育苗等栽培管理における合理化を進める。

## (エ) 果樹

かき、ぶどう、なし、もも等の主産地であり、優良品種の導入等により、消費者に求められる果実の生産を振興する。そこで、高品質果実の安定生産と省力化のため、機械・施設の導入を進めるとともに、集出荷貯蔵施設や急傾斜地を含めた園地基盤の整備等産地の条件整備を図る。

## (オ) 花き・花木

高品質花き・花木生産を推進するため、生産施設の高度化を図る。

## (カ) 畜産

酪農、肉用牛、養豚及び養鶏を中心に生産性の向上を図るための省力・省エネ型畜舎、家畜排せつ物の適正処理及び利用促進を図るための施設・機械、畜産物の高付加価値化を図るための畜産物加工施設、飼料自給率の向上及びコスト低減のための飼料作物生産利用施設・機械などの整備を推進し、生産から流通に至るまでの過程で、施設・機械の近代化を図る。

## ウ 北九州農業地帯

この地帯の農業生産は、福岡農業地帯同様、都市近郊的性格を強く帯びていることから、野菜、果樹等の作目を中心とした高収益型農業による主産地形成を促進するものとし、米・麦についても品質及び生産性の向上を図るものとする。

特に、今後の重点作目の生産体制のあり方及び農業近代化施設の整備方針は次のとおりである。

## (ア) 米・麦・大豆

大規模乾燥調製施設の機能向上と効率利用による品質の向上を図る。また、高性能機械体系による省力化や農作業の集約化を進める。

## (イ) 野菜

露地野菜については、この地帯が本県の秋冬露地野菜の主産地であることから、畑作地帯を主体に、かん水施設等の生産基盤の整備を行うとともに、集出荷施設等の共同利用施設の整備を図り、収益性の向上に努める。

施設野菜については、果菜類を主体に収益性向上のため温室等の整備とともに、

集出荷施設の整備促進を図る。また、都市近郊野菜、特に軟弱野菜については、北九州都市圏に新鮮な野菜の供給ができるよう施設化の推進等により生産振興を図る。

(ウ) 果樹

かんきつ、びわ、いちじくを中心とした産地であり、優良品種の導入等により、消費者に求められる果実の生産を振興する。そこで、高品質果実の安定生産と省力化のため、機械・施設の導入を進めるとともに、集出荷貯蔵施設や園地基盤の整備等産地の条件整備を図る。

(エ) 畜産

酪農、肉用牛及び養鶏を中心に生産性の向上を図るための省力・省エネ型畜舎、家畜排せつ物の適正処理及び利用促進を図るための施設・機械、畜産物の高付加価値化を図るための畜産物加工施設、飼料自給率の向上及びコスト低減のための飼料作物生産利用施設・機械などの整備を推進し、生産から流通に至るまでの過程で、施設・機械の近代化を図る。

エ 筑豊農業地帯

この地帯の農業生産は、米と畜産のウエイトが高く、さらに果樹・花きについても発展が期待されている。したがって、今後の生産体制のあり方及び農業近代化施設の整備方針は次のとおりである。

(ア) 米・麦

育苗センター、ライスセンター等の広域施設の整備及び高性能機械体系による省力化や農作業の集約化を進める。

(イ) 野菜

露地野菜については、特に栽培管理、集出荷用機械の導入により省力化を図るとともに、集出荷施設等の整備を図る。

施設野菜については、果菜類及び軟弱野菜について、収益性向上のため、温室等の整備とともに、集出荷施設の整備促進を図る。

(ウ) 果樹

ぶどう、なし、かきを中心とした産地であるが、うめ、りんご等の地域特産果樹の生産が盛んな地域でもある。また、近年生産が拡大しているいちじくを含む優良品種の導入等により、消費者に求められる果樹の生産を振興する。そこで、高品質果実の安定生産と省力化のため、機械・施設の導入を進めるとともに、集出荷貯蔵施設や園地基盤の整備等産地の条件整備を図る。

(エ) 花き

高品質花き生産を推進するため、生産施設の高度化を図る。

(オ) 畜産

酪農、肉用牛、養豚及び養鶏を中心に生産性の向上を図るための省力・省エネ型畜舎、家畜排せつ物の適正処理及び利用促進を図るための施設・機械、畜産物の高付加価値化を図るための畜産物加工施設、飼料自給率の向上及びコスト低減のための飼料作物生産利用施設・機械などの整備を推進し、生産から流通に至るまでの過程で、施設・機械の近代化を図る。

オ 筑後南部農業地帯

この地帯の農業生産は、筑後北部農業地帯と並ぶ米、麦、大豆の生産地をなしていることや、野菜、果樹、花き、茶等多くの作目の主産地形成が進んでいることが特徴であり、今後その発展が期待されている。したがって、今後の重点作目の生産体制のあり方及び農業近代化施設の整備方針は次のとおりである。

(ア) 米・麦・大豆

県下で最も水田作に恵まれた条件にあるので、表裏作一体として高性能機械体系による省力化と農作業の集約化を推進するとともに、これに対応した生産基盤の整備と併せて大規模乾燥調製施設等の整備を進め、品質及び生産性の向上を図る。

(イ) 野菜

露地野菜については、産地の維持・拡大を図るため、省力・軽作業化のための機械・施設や集出荷施設の整備を推進する。

施設野菜については、この地帯が施設野菜の主産地であることから、収益性向上のため温室等の整備を促進するとともに、省力・軽作業化のための機械・施設や集出荷施設の整備を推進する。

(ウ) 果樹

かんきつ、ぶどう、なし、キウイフルーツ、いちじく等の主産地であり、園地登録制度や優良品種の導入等により、付加価値の高い果実の生産を振興する。そこで、高品質果実の安定生産と省力化のため、機械・施設の導入を進めるとともに、集出荷貯蔵施設や園地基盤の整備等産地の条件整備を図る。

(エ) 花き・花木

高品質花き・花木生産と集出荷体制の合理化を推進するため、生産施設の高度化、集出荷施設の整備を図る。

(オ) 茶

老齢樹の改植や優良品種の導入、担い手への優良園地の集積を推進するとともに、栽培管理機械の導入、及び加工施設等の整備を促進し品質向上と省力化を図る。

(カ) い草

高性能機械を導入し、品質向上及び作業の省力化、共同利用による生産コストの低減を進める。

(キ) 畜産

酪農、肉用牛、養豚及び養鶏を中心に生産性の向上を図るための省力・省エネ型畜舎、家畜排せつ物の適正処理及び利用促進を図るための施設・機械、畜産物の高付加価値化を図るための畜産物加工施設、飼料自給率の向上及びコスト低減のための飼料作物生産利用施設・機械などの整備を推進し、生産から流通に至るまでの過程で、施設・機械の近代化を図る。

カ 京築農業地帯

この地帯は、北九州市に近いという都市近郊の利点を活かすため、農業生産においては、野菜やいちじく等の作目を中心に高収益型農業を進める。また、米・麦についても品質及び生産性の向上を進める。したがって、今後の重点作目の生産体制のあり方及び農業近代化施設の整備方針は、次のとおりである。

(ア) 米・麦・大豆

排水条件が整備されたほ場を中心に麦作をとり入れ表裏作一体とした高性能機械体系による省力化と農作業の集約化を推進し、これに対応した施設の整備を進める。

(イ) 野菜

露地野菜については、特に栽培管理、集出荷用機械の導入により省力化を図るとともに、集出荷施設等の整備を図る。

施設野菜については、果菜類を主体に収益性向上のため温室等の整備とともに、集出荷施設の整備促進を図る。また、都市近郊野菜、特に軟弱野菜については、北九州都市圏に新鮮な野菜の供給ができるよう施設化の推進等により生産振興を図る。

(ウ) 果樹

いちじく、ももの主産地であり、消費者に求められる果実の生産と優良品種の導入を図る。そこで、高品質果実の安定生産と省力化のため、機械・施設の導入を進めるとともに、集出荷貯蔵施設や園地基盤の整備等産地の条件整備を図る。

(エ) 花き

施設化を進めて、品質の向上及び生産安定を図る。

(オ) 畜産

酪農、肉用牛及び養鶏を中心に生産性の向上を図るための省力・省エネ型畜舎、家畜排せつ物の適正処理及び利用促進を図るための施設・機械、畜産物の高付加価値化を図るための畜産物加工施設、飼料自給率の向上及びコスト低減のための飼料作物生産利用施設・機械などの整備を推進し、生産から流通に至るまでの過程で、施設・機械の近代化を図る。

## (2) 広域整備の構想

ア 米・麦生産、流通施設

米・麦生産性の向上、品質の改善及び生産出荷の省力化を図るため、大規模乾燥施設等の機能向上を推進する。

イ 野菜集出荷基幹施設

ニーズに対応した新鮮な野菜を安定的に供給するため、カラー選別選果機等を導入した集出荷施設等の整備を行う。

ウ 果実の集出荷施設

消費者ニーズの高い品質のよい均一な果実を安定的に供給するための集出荷施設や出荷調製の省力化のためのパッケージセンター等の条件整備を行う。

エ たい肥センター

家畜排せつ物の適正処理と堆きゅう肥の有効利用を推進するため、たい肥センター等の設置を進める。

オ 食肉・食鳥処理施設

畜産物の高付加価値化や安定供給を図るため、畜産物処理加工施設等の整備を行う。

## 5 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項（法第 4 条第 2

**項第 3 号ホ)****(1) 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の方向**

農業の持続的な発展を図るためには、効率的かつ安定的な農業経営を行う担い手の育成し、これらが農業生産の相当部分を担う農業構造を確立することにより、生産性の高い農業を確立する必要がある。

こうした農業経営を担うべき人材の育成及び確保を図るため、農業者の農業技術及び経営管理能力の向上、さらには新たに就職しようとする者に対する農業技術及び経営管理手法の習得等、農業経営の高度化や就農の促進を進めていく必要がある。

また、県民が農業・農村に対する理解と関心を深めるため、学校教育や生涯学習における農業に関する学習の充実、農業体験の機会の充実を図られる施設の整備を進めていくことも必要である。

さらに、こうした多様な担い手やその家族が快適で安全な生活環境を享受できるよう、保健福祉サービスの充実を関連する施策の推進により進めていく必要がある。

**(2) 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備**

農業を担うべき者の育成・確保のため、関係機関や生産者組織との連携により地域営農の推進を支援する。

普及指導センター等における高度な農業経営研修機能の強化を図るとともに、市町村との連携によって地域研修施設の整備促進を進め、経営管理能力向上に向けた支援体制の充実強化を図る。

県立農業大学校における専門的、実践的な教育の充実を図るとともに、地域での受け入れ体制の整備を促進し、新規就農者の確保・定着を進める。併せて児童・生徒の農業体験・学習等の充実により、就農希望者の底辺を拡大する環境の醸成を図る。

また、新規就農者の定住条件整備を図るため、市町村の実状に応じて居住施設が整備されるよう関係機関との連携を図る。

農村地域における医療サービスの確保や、保健福祉サービスの充実等、快適で安全な生活環境が享受できる体制の整備については、保健福祉に関する計画との連携を図る。

**(3) 農業を担うべき者の育成及び確保のための活動**

地域の核となる企業・先進的経営体の育成を図るため、地域農業の担い手として明確化された認定農業者など意欲的な農業経営者に対し、総合的・重点的支援を行うとともに、経営の高度化や法人化の促進を図る。

また、農業経営参画の促進や多彩な農産加工の推進等による女性農業者の育成や高齢農業者の豊富な技術や知識を発揮できる場づくり等の活動を通じて、農村地域における多様な担い手の育成を図る。さらに、研修等により、農村女性リーダーの育成・資質の向上を図る。

新規就農者の確保及び育成については、営農から生活関連まで一体的に受け付ける市町村の総合窓口の開設を進め、技術・経営研修、農地確保、資金調達、施設取得等についての総合的な就農支援体制の構築を図る。

**6 3 に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項  
(法第 4 条第 2 項第 3 号へ)**

### (1) 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本県における販売農家の就業形態をみると、農業所得を従とする第 2 種兼業農家の割合が 5 割弱を占め、農外所得の重要性は高い。

このため、農業生産基盤整備事業等の計画的、総合的な推進等を通じ、農作業の集約化と有効利用を進め、認定農業者等の育成を図るとともに、地元における安定的な就業の場を確保し農業経営の安定を図る。

### (2) 農村地域における就業機会の確保のための構想

(1) の目標を踏まえ、次のとおり農村地域における就業機会の確保を図る。

ア 農村地域工業等導入促進法（昭和 46 年法律第 112 号）等に基づき計画的な企業誘致を図るとともに、地域特産物を利用した農産物加工販売施設や地域資源を活かした観光農園の設置及び地場産業の振興による地域内雇用を促進し、農業従事者の安定的な就業機会の確保を図る。

なお、企業誘致等にあたっては、優良農用地の確保に留意しつつ農用地利用計画との整合に留意する。

イ 農業以外の産業への就業を希望する農業従事者については、地元における安定就業の促進及び若年層の地元定着化を重点に推進する。このため、職業能力の向上を図るとともに、地域の産業・雇用に関する情報を企業、農業従事者等に提供するよう努めるなど、きめ細やかな職業相談等の実施により就業を促進する。

## 7 農業構造の改善を図ることを目的とするとして農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項（法第 4 条第 2 項第 3 号ト）

### (1) 生活環境施設の整備の必要性

本県の農村部では、高齢化の進行あるいは混住化などによって、従来農村地域がもっていた農地・水路等の地域資源の維持管理機能やコミュニティ機能の低下がみられる。

一方、近年における農村の生活様式は、所得水準の向上をはじめ、都市化や情報化社会の進展等により、高度化、多様化しているが、生活環境施設の整備の面では都市部に比べると未だ立ち遅れている。

このような状況下、農村が将来にわたり農業生産の場として発展し、また、生活の場として安定した日常生活を送ることができるようにするためには、農業生産面だけではなく生活環境や自然環境等の面を含めて総合的な居住空間として一体的な整備を図る必要がある。

### (2) 生活環境施設の整備の構想

計画の対象とする施設は、整備の緊急度の高いものとし、規模、位置については利用見込み人口を加味し、類似施設との機能分担を明らかにしたうえで、適切かつ効果的な利用を図るものとする。

施設の整備に当たっては、非農家を含む農村地域住民の自主性と創意や、地域の特色及び景観に配慮しながら、集会施設、農村公園、農村広場等の生活環境施設の整備を進め、意欲ある中核農家と兼業農家等との間の連帯感の醸成を図るとともに、併せて地域における定住条件の整備及び農業後継者の確保にも資するものとなるよう努める。

**公告**

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第5号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県身体障害者福祉法施行細則（平成12年福岡県規則第125号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県福祉労働部障害者福祉課に備え置きます。

平成28年3月29日

福岡県知事 小川 洋

## 1 意見を募集しなかった理由

厚生労働省が意見公募手続をとった上で改正を行った身体障害認定基準の内容と実質的に同一の改正を行うものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第5号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

## 2 規則の公布日

平成28年3月29日

**公告**

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により次のように公告する。

平成28年3月29日

福岡県知事 小川 洋

県営土地改良事業の名称	工事を完了した時期
暗渠排水事業（みやこ地区）	平成25年2月12日
暗渠排水事業（宇留津地区）	平成27年3月19日

**公告**

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県行政不服審査法施行細則（平成28年福岡県規則第30号）を制定したので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県総務部行政経営企画課に備え置きます。

平成28年3月29日

福岡県知事 小川 洋

## 1 意見を募集しなかった理由

行政不服審査法（平成26年法律第68号）の制定等に伴い、当然必要とされる規定の整理を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

## 2 規則の公布日

平成28年3月29日

**教育委員会****公告**

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案について、平成28年1月15日から平成28年2月15日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、文言の一部を整理し、平成28年3月29日に公布しました。

平成28年3月29日

福岡県教育委員会

## 問い合わせ先

福岡県教育庁教育企画部教職員課免許・職員係

電話 092-643-3891

メールアドレス：kkyoshoku@pref.fukuoka.lg.jp

**選挙管理委員会****福岡県選挙管理委員会告示第36号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく県条例の制定若しくは改廃の請求又は同法第75条第1項の規定に基づく県の事務の執行に関する監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、平成28年3月2日現在におけ

る選挙人名簿により、次のようになった。

平成28年3月29日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

82,647

**福岡県選挙管理委員会告示第37号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく知事の解職の請求若しくは同法第86条第1項の規定に基づく副知事、県の選挙管理委員、県の監査委員若しくは公安委員会の委員の解職の請求又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく県の教育委員会の委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、平成28年3月2日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成28年3月29日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

616,538

**福岡県選挙管理委員会告示第38号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、平成28年3月2日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成28年3月29日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

選挙区名	選挙権を有する者の総数の3分の1の数
北九州市門司区	28,529
北九州市小倉北区	49,671
北九州市小倉南区	57,529
北九州市若松区	23,040
北九州市八幡東区	19,442

北九州市八幡西区	69,593
北九州市戸畑区	16,326
福岡市東区	78,310
福岡市博多区	59,976
福岡市中央区	50,358
福岡市南区	68,285
福岡市城南区	33,244
福岡市早良区	56,998
福岡市西区	53,107
大牟田市	33,385
久留米市	81,730
直方市	15,762
飯塚市・嘉穂郡	39,349
田川市	13,431
柳川市	18,882
八女市・八女郡	23,659
筑後市	13,012
大川市・三潞郡	13,800
行橋市	19,618
中間市	12,156
小郡市・三井郡	19,768
筑紫野市	27,247
春日市	29,340
大野城市	26,059
宗像市	26,132
太宰府市	19,163
古賀市	15,588
福津市	16,235
うきは市	8,449
宮若市・鞍手郡	14,913
嘉麻市	11,280
朝倉市・朝倉郡	23,808
みやま市	10,958
糸島市	26,924
筑紫郡	12,881
糟屋郡	58,784
遠賀郡	26,027
田川郡	22,674
京都郡	15,384
築上郡・豊前市	16,642

## 公安委員会

### 福岡県警察本部告示第20号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第1項の規定に基づき、筑豊自動車運転免許試験場の技能試験コースの使用許可に係る審査基準（案）について、平成27年12月25日から平成28年1月25日までの間、意見公募手続を実施したので、同条例第41条第1項の規定に基づき、その結果を告示する。

平成28年3月29日

福岡県警察本部長 吉田 尚正

#### 1 審査基準の題名

筑豊自動車運転免許試験場の技能試験コースの使用許可に係る審査基準

#### 2 審査基準の制定の日

平成28年3月29日

#### 3 意見公募手続の結果

意見は提出されなかったため、制定案のとおり審査基準を制定することとした。

#### 4 関連資料

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<http://www.police.pref.fukuoka.jp>）に掲載するほか、福岡県警察本部交通部運転免許試験課に備え置く。

### 福岡県警察本部告示第21号

筑豊自動車運転免許試験場技能試験コースの使用許可手続等に関する規程を次のように定める。

平成28年3月29日

福岡県警察本部長 吉田 尚正

筑豊自動車運転免許試験場技能試験コースの使用許可手続等に関する規程  
（趣旨）

第1条 この告示は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第9号に規定する自動車（同法第3条に規定する小型特殊自動車を除く。以下単に「自動車」という。）の運転の練習のため、筑豊自動車運転免許試験場の技能試験コース（道路交通法施行

規則（昭和35年総理府令第60号）第24条に規定する技能試験を行うコースをいう。）（以下単に「技能試験コース」という。）を使用する場合の許可（以下「使用許可」という。）の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

（使用許可の申請）

第2条 使用許可を受けようとする者は、技能試験コース使用許可申請書（様式第1号）を福岡県警察本部長に提出して、使用許可を受けなければならない。

（使用料の減免の申請）

第3条 筑豊自動車運転免許試験場技能試験コース使用料条例（平成27年福岡県条例第69号）第5条の規定による使用料の減免を受けようとする者は、技能試験コース使用料減免申請書（様式第2号）を福岡県警察本部長に提出しなければならない。

（使用許可）

第4条 福岡県警察本部長は、使用許可をした場合は、技能試験コース使用許可書（様式第3号）を当該使用許可を申請した者に交付するものとする。

2 福岡県警察本部長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可をしないものとする。

（1）使用許可を受けようとする者が、次に掲げる運転の練習に使用する自動車（以下「使用車両」という。）の種類に応じ、それぞれに定める年齢に満たない場合

ア 大型自動車 21歳

イ 中型自動車 20歳

ウ 普通自動車、大型特殊自動車及び大型自動二輪車 18歳

エ 普通自動二輪車 16歳

（2）牽引自動車（牽引するための構造及び装置を有する大型自動車、中型自動車、普通自動車又は大型特殊自動車であって、道路交通法第51条の4第1項に規定する重被牽引車を牽引しているものをいう。第6条において同じ。）の運転の練習をする場合は、前号の規定にかかわらず、使用許可を受けようとする者が18歳に満たない場合

（3）使用許可を受けようとする者が第7条の同乗指導が必要な者である場合において、当該同乗指導の下に運転の練習をすることができることを確認できないとき。

3 福岡県警察本部長は、使用許可をする場合において管理上必要な条件を付すことが

できる。

(使用日時)

第5条 自動車の運転の練習のために技能試験コースを使用できる日時は、日曜日(当該日曜日が筑豊自動車運転免許試験場において運転免許証の有効期間の更新の申請を受理する日である場合は、その前日の土曜日)の午前9時から午後4時30分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、12月29日から翌年の1月3日までの日及び業務上又は管理上支障があると認める日は、技能試験コースを使用することができない。

(使用車両)

第6条 使用車両(牽引自動車の運転の練習をする場合は、牽引自動車。以下同じ。)は、運転の練習をする者が用意するものとする。

2 使用車両は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1) 大型自動車、中型自動車、大型特殊自動車及び牽引自動車については、補助ブレーキが備え付けられていること。ただし、運転の練習をしようとする大型自動車、中型自動車、大型特殊自動車又は牽引自動車を運転することができる運転免許を受けている者が使用する場合は、この限りでない。

(2) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)、自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)その他自動車の運行(道路運送車両法第2条第5号に規定する運行をいう。)に関して定める法令の規定を遵守して当該運行の用に供することができるものであること。

(同乗指導)

第7条 運転の練習をする者は、使用車両を運転することができる運転免許を受けている場合を除き、当該使用車両の運転者席の横の乗車装置に、当該運転免許を受けている者(運転免許の効力が停止されている者を除く。)で当該運転免許を受けていた期間(当該運転免許の効力が停止されていた期間を除く。)が通算して3年以上のものを同乗させ、かつ、その指導の下に運転の練習をしなければならない。この場合において、大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転の練習であるときは、併走して指導し、又は技能試験コース外から乗車せずに指導することで同乗による指導に代えることができる。

(運転の練習中の事故責任)

第8条 技能試験コース内での事故については、事故の当事者において処理するものとする。

(賠償責任)

第9条 技能試験コースを使用する者は、技能試験コースその他の施設を毀損したときは、これを原形に復し、又は賠償しなければならない。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

様式第 1 号 (第 2 条関係)

技能試験コース使用許可申請書

年 月 日

福岡県警察本部長 殿

申請者 (練習者) 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

代理人 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

筑豊自動車運転免許試験場の技能試験コースの使用の許可を下記のとおりに申請します。

記

使用目的	<input type="checkbox"/> 新規に運転免許を取得するための運転の練習 <input type="checkbox"/> 外国運転免許からの切替えのための運転の練習 <input type="checkbox"/> 運転技能の向上のための運転の練習 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
使用年月日及び時間	年	<input type="checkbox"/> 1時限 9:00 ~ 10:00 <input type="checkbox"/> 2時限 10:20 ~ 11:20 <input type="checkbox"/> 3時限 12:50 ~ 13:50 <input type="checkbox"/> 4時限 14:10 ~ 15:10 <input type="checkbox"/> 5時限 15:30 ~ 16:30
	月 日	
	曜日	
練習車両	使用車種	<input type="checkbox"/> 大型自動車 <input type="checkbox"/> 中型自動車 <input type="checkbox"/> 普通自動車 <input type="checkbox"/> 大型特殊自動車 <input type="checkbox"/> 大型自動二輪車 <input type="checkbox"/> 普通自動二輪車 <input type="checkbox"/> 牽引自動車
	車名・登録番号	
練習者	生年月日	年 月 日生 ( 歳 )
	運転免許の有無	<input type="checkbox"/> 有 (種類) <input type="checkbox"/> 無
同乗指導者	<input type="checkbox"/> 代理人に同じ	
	住 所	_____
	氏 名	_____
	電話番号	_____
生年月日	年 月 日生 ( 歳 )	
運転免許の種類	<input type="checkbox"/> 大型 <input type="checkbox"/> 中型 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 大特 <input type="checkbox"/> 大自二 <input type="checkbox"/> 普自二 <input type="checkbox"/> 牽引	

注 1 該当する□にレ印を記入すること。

2 練習者の年齢が確認できる書類の写しを添付すること。

3 同乗指導が必要な場合は、同乗指導者の運転免許証の写しを添付すること。

(A 4)

様式第2号（第3条関係）

## 技能試験コース使用料減免申請書

年 月 日

福岡県警察本部長 殿

申請者 住 所

氏 名 (印)

電話番号

[ 法人その他の団体にあっては、主たる事務  
所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 ]

筑豊自動車運転転免許試験場技能試験コース使用料条例（平成27年福岡県条例第69号）第5条の規定による使用料の減免を受けたいので、下記のとおり申請します。

## 記

使用年月日 及び時限	年	9:00 ~ 10:00
	月 日	10:20 ~ 11:20
減免の理由	曜日	12:50 ~ 13:50
		14:10 ~ 15:10
使用車両 及び台数		15:30 ~ 16:30
その他の 参考事項		

注 使用年月日及び時限欄は、該当する□にレ印を記入すること。

(A4)

様式第 3 号 (第 4 条関係)

技能試験コース使用許可書

第 号許可  
年 月 日

殿

福岡県警察本部長 印

年 月 日付けで申請のあった技能試験コースの使用については、下記の条件を付して許可します。

記

使用の用途	<input type="checkbox"/> 新規に運転免許を取得するための運転の練習 <input type="checkbox"/> 外国運転免許からの切替えのための運転の練習 <input type="checkbox"/> 運転技能の向上のための運転の練習 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
使用年月日及び時間	年	<input type="checkbox"/> 1時限 9:00 ~ 10:00 <input type="checkbox"/> 2時限 10:20 ~ 11:20 <input type="checkbox"/> 3時限 12:50 ~ 13:50 <input type="checkbox"/> 4時限 14:10 ~ 15:10 <input type="checkbox"/> 5時限 15:30 ~ 16:30
	月 日	
	曜日	
使用料	円	
使用許可条件		
留意事項		

備考 この技能試験コース使用許可書は、技能試験コースを使用する当日に必ず持参し、受付の係員に提示してください。

(A 4)

**福岡県公安委員会規則第7号**

行政不服審査手続規則を廃止する規則を制定し、ここに公布する。

平成28年3月29日

福岡県公安委員会

行政不服審査手続規則を廃止する規則

行政不服審査手続規則（昭和39年福岡県公安委員会規則第9号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

**福岡県公安委員会告示第82号**

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第1項の規定に基づき、行政不服審査手続規則を廃止する規則（案）について、平成28年1月28日から同年2月26日までの間、意見公募手続を実施したので、同条例第41条第1項の規定に基づき、その結果を告示する。

平成28年3月29日

福岡県公安委員会

## 1 規則の題名

行政不服審査手続規則を廃止する規則（平成28年福岡県公安委員会規則第7号）

## 2 規則の公布の日

平成28年3月29日

## 3 意見公募手続の結果

意見は提出されなかったため、原案のとおり規則を制定することとした。

## 4 関連資料

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<http://www.police.pref.fukuoka.jp>）に掲載するほか、福岡県警察本部警務部監察官室に備え置く。

**福岡県公安委員会規則第8号**

福岡県公安委員会が管理する公文書の開示等に関する規則等の一部を改正する規則を

制定し、ここに公布する。

平成28年3月29日

福岡県公安委員会

福岡県公安委員会が管理する公文書の開示等に関する規則等の一部を改正する規則

（福岡県公安委員会が管理する公文書の開示等に関する規則の一部改正）

第1条 福岡県公安委員会が管理する公文書の開示等に関する規則（平成14年福岡県公安委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第11条中「第20条」を「第20条第2項」に改める。

様式第3号中

「この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、福岡県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県公安委員会となります。）この決定の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、決定の取消しの訴えは、異議申立てを行った後においては、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

注 1 公文書の開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。

2 指定された日時に来られない場合は、あらかじめその旨を電話等により事務担当課等まで連絡してください。」

を

「注 1 公文書の開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。

2 指定された日時に来られない場合は、あらかじめその旨を電話等により事務担当課等まで連絡してください。」

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を

被告として（代表者は福岡県公安委員会となります。）この決定の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、決定の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。」

に改める。

様式第4号中「60日」を「3か月」に、「対して異議申立て」を「対して審査請求」に、「6箇月以内に福岡県」を「6か月以内に福岡県」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「異議申立てに対する決定」を「審査請求に対する裁決」に、「6箇月以内に提起する」を「6か月以内に提起する」に改める。

様式第10号中

「この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、福岡県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。」を

「この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県公安委員会に対して審査請求をすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県公安委員会となります。）この決定の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、決定の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。」

に改める。

様式第11号中「次の不服申立て」を「次の審査請求」に、「第19条」を「第20条第1項」に、「同条例第20条」を「同条第2項」に、「不服申立てに係る」を「審査請求に係る」に、「不服申立ての内容」を「審査請求の内容」に、「不服申立年月日」を「審査請求年月日」に、「不服申立ての趣旨」を「審査請求の趣旨」に改める。

（福岡県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則の一部改正）

第2条 福岡県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則（平成18年福岡県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第26条中「第41条」を「第41条第2項」に改める。

様式第4号から様式第5号の2まで、様式第11号、様式第11号の2、様式第13号から様式第14号の2まで及び様式第20号から様式第21号の2までの規定中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に改める。

様式第24号及び様式第25号中「次の不服申立て」を「次の審査請求」に、「第40条」を「第41条第1項」に、「同条例第41条」を「同条第2項」に、「不服申立てに係る」を「審査請求に係る」に、「不服申立ての内容」を「審査請求の内容」に、「(1)不服申立年月日」を「(1) 審査請求年月日」に、「(2)不服申立ての趣旨」を「(2) 審査請求の趣旨」に改める。

（福岡県性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例施行規則の一部改正）

第3条 福岡県性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例施行規則（平成13年福岡県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号中「60日」を「3か月」に、「対して異議申立て」を「対して審査請求」に、「6箇月以内に福岡県」を「6か月以内に福岡県」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「異議申立てに対する決定」を「審査請求に対する裁決」に、「6箇月以内に提起する」を「6か月以内に提起する」に改める。

（福岡県迷惑行為防止条例施行規則の一部改正）

第4条 福岡県迷惑行為防止条例施行規則（平成27年福岡県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「60日」を「3か月」に、「この処分を行った警察官の所属する警察署の警察署長（警察本部に所属する警察官が行った処分については、福岡県警察本部長）」を「福岡県公安委員会」に、「6箇月」を「6か月」に改める。

様式第2号の裏、様式第3号の裏及び様式第4号の裏を次のように改める。

(裏)

(教示)

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

(福岡県風俗案内業の規制に関する条例施行規則の一部改正)

第5条 福岡県風俗案内業の規制に関する条例施行規則（平成25年福岡県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

様式第5号から様式第7号までの規定中「60日」を「3か月」に、「対して異議申立て」を「対して審査請求」に、「6箇月以内に福岡県」を「6か月以内に福岡県」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「異議申立てに対する決定」を「審査請求に対する裁決」に、「6箇月以内に提起する」を「6か月以内に提起する」に改める。

(福岡県暴力団排除条例施行規則の一部改正)

第6条 福岡県暴力団排除条例施行規則（平成22年福岡県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

様式第19号（その2）中「60日」を「3か月」に、「6箇月」を「6か月」に改める。

様式第20号（その2）、様式第21号（その2）及び様式第22号（その2）中「60日」を「3か月」に、「対して異議申立て」を「対して審査請求」に、「6箇月以内に福岡県」を「6か月以内に福岡県」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「異議申立てに対する決定」を「審査請求に対する裁決」に、「6箇月以内に提起する」を「6か月以内に提起する」に改める。

様式第23号（その2）中「60日」を「3か月」に、「6箇月」を「6か月」に改める。

(自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に関する規則の一部改正)

第7条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に関する規則（平成14年福岡県公安委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

様式第5号を次のように改める。

## 様式第 5 号 (第 2 条関係)

第 号	安全運転管理者 解任命書 副安全運転管理者		年 月 日
住 所	殿		
福岡県公安委員会 印			
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 (平成 13 年法律第 57 号) 第 19 条第 1 項の規定により読み替えて適用される道路交通法 (昭和 35 年法律第 105 号) 第 7 4 条の 3 第 6 項の規定によりあなたが選任された 安全運転管理者 は、次の理由により不適格と認めますので解任することを命じます。			
解 任 を 命 ず る	営 業 所		
安 全 運 転 管 理 者	職 務 上 の 地 位		
副安全運転管理者	氏名		
	生年月日	年 月 日	生
理 由			
<p>(教示)</p> <p>この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に福岡県公安委員会に対して審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に福岡県を被告として (代表者は福岡県公安委員会となります。) この処分の取消しの訴えを提起することもできません。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。</p>			

注 解任を命ずる安全運転管理者又は副安全運転管理者を○印で囲むこと。

(A 4)

様式第7号中「60日」を「3か月」に、「対して異議申立て」を「対して審査請求」に、「6箇月以内に福岡県」を「6か月以内に福岡県」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「異議申立てに対する決定」を「審査請求に対する裁決」に、「6箇月以内に提起する」を「6か月以内に提起する」に改める。

(福岡県道路交通法施行細則の一部改正)

第8条 福岡県道路交通法施行細則(昭和47年福岡県公安委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

様式第35号中

(教示)

この処分取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県公安委員会となります。)提起することができます。

を

(教示)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に福岡県公安委員会に対して審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県公安委員会となります。)この処分取消しの訴えを提起することもできます。

なお、処分取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

に改める。

様式第38号中「60日」を「3か月」に、「対して異議申立て」を「対して審査請求」に、「6箇月以内に福岡県」を「6か月以内に福岡県」に、「異議申立て」を「審

査請求」に、「異議申立てに対する決定」を「審査請求に対する裁決」に、「6箇月以内に提起する」を「6か月以内に提起する」に改める。

様式第39号中

(教示)

この処分取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県公安委員会となります。)提起することができます。

を

(教示)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に福岡県公安委員会に対して審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県公安委員会となります。)この処分取消しの訴えを提起することもできます。

なお、処分取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

に改める。

様式第40号中「第97条第3項」を「第97条の3第3項」に、「60日」を「3か月」に、「対して異議申立て」を「対して審査請求」に、「6箇月以内に福岡県」を「6か月以内に福岡県」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「異議申立てに対する決定」を「審査請求に対する裁決」に、「6箇月以内に提起する」を「6か月以内に提起する」に改める。

様式第66号及び様式第70号中

「

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県公安委員会となります。）提起することができます。

を

「この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に福岡県公安委員会に対して審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

に改める。

（福岡県公安委員会関係福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例施行規則の一部改正）

第9条 福岡県公安委員会関係福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例施行規則（平成24年福岡県公安委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

様式第3号から様式第5号までの規定中「60日」を「3か月」に、「対して異議申立て」を「対して審査請求」に、「6箇月以内に福岡県」を「6か月以内に福岡県」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「異議申立てに対する決定」を「審査請求に対する裁決」に、「6箇月以内に提起する」を「6か月以内に提起する」に改める。

（自動車の運行供用の制限に関する規則の一部改正）

第10条 自動車の運行供用の制限に関する規則（平成3年福岡県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

様式第1号の裏を次のように改める。

(裏)

## 注 意 事 項

- 1 運行供用が制限された自動車については、福岡県公安委員会（以下「公安委員会」という。）により、保管場所が確保されている旨の確認を受けるまでの間は、運行してはいけません。  
運行した場合は、3月以下の懲役又は2万円以下の罰金に処せられます。
- 2 保管場所を確保した場合は、自動車保管場所確保申告書により、自動車の使用の本拠の位置又は確保した保管場所の位置を管轄する警察署長を通じて公安委員会に申告し、保管場所を確保した旨の確認を受けてください。
- 3 その他不明な点は、下記の連絡先に問い合わせてください。

## 連絡先

〒 8 1 2 - 8 5 7 6

福岡市博多区東公園 7 番 7 号

福岡県警察本部交通部交通指導課

電話番号 0 9 2 - 6 4 1 - 4 1 4 1

## (教示)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に福岡県公安委員会に対して審査請求をすることができず。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することもできません。

なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができません。

(福岡県放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則の一部改正)

第11条 福岡県放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則（平成18年福岡県公安委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

様式第3号及び様式第9号中「60日」を「3か月」に、「対して異議申立て」を「対して審査請求」に、「6箇月以内に福岡県」を「6か月以内に福岡県」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「異議申立てに対する決定」を「審査請求に対する裁決」に、「6箇月以内に提起する」を「6か月以内に提起する」に改める。

様式第13号、様式第15号、様式第17号及び様式第19号中「60日」を「3か月」に、「異議申立てを」を「審査請求を」に、「異議申立てに対する決定を経た」を「審査請求に対する裁決を経た」に、「その決定」を「その裁決」に、「6箇月」を「6か月」に、「異議申立てに対する決定を経ないで」を「審査請求に対する裁決を経ないで」に、「異議申立てが」を「審査請求が」に、「3箇月」を「3か月」に、「決定がない」を「裁決がない」に、「その他決定」を「その他裁決」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

#### 福岡県公安委員会告示第83号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで、福岡県公安委員会が管理する公文書の開示等に関する規則等の一部を改正する規則（平成28年福岡県公安委員会規則第8号）を制定したので、同条例第41条第5項の規定に基づき、次のように告示する。

平成28年3月29日

福岡県公安委員会

#### 1 意見公募手続を実施しなかった理由

当該改正は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）及び行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成27年福岡県条例第49号）の施行等に伴い、福岡県公安委員会が管理する公文書の開示等に関する規則等の一部を改正するものであるが、その内容は、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として福岡県行政手続条例第37

条第4項第8号の規定に該当することから、意見公募手続を実施しなかったものである。

#### 2 規則の制定の日

平成28年3月29日

#### 3 概要等

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<http://www.police.pref.fukuoka.jp>）に掲載するほか、福岡県警察本部警務部監察官室に備え置く。

#### 福岡県警察本部告示第22号

福岡県警察本部長が管理する公文書の開示等に関する規程及び福岡県警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年3月29日

福岡県警察本部長 吉田 尚正

福岡県警察本部長が管理する公文書の開示等に関する規程及び福岡県警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規程の一部を改正する告示

（福岡県警察本部長が管理する公文書の開示等に関する規程の一部改正）

第1条 福岡県警察本部長が管理する公文書の開示等に関する規程（平成14年6月福岡県警察本部告示第29号）の一部を次のように改正する。

様式第3号中

「この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、福岡県公安委員会に対して審査請求をすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県公安委員会となります。）この決定の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、決定の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

注 1 公文書の開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。  
 2 指定された日時に来られない場合は、あらかじめその旨を電話等により事務担当課等まで連絡してください。」

を

「注 1 公文書の開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。  
 2 指定された日時に来られない場合は、あらかじめその旨を電話等により事務担当課等まで連絡してください。」

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県公安委員会に対して審査請求をすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県公安委員会となります。）この決定の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、決定の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。」

に改める。

様式第4号中「60日」を「3か月」に、「6箇月」を「6か月」に改める。

様式第10号中

「この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、福岡県公安委員会に対して審査請求をすることができます。」

を

「この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県公安委員会に対して審査請求をすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県公安委員会となります。）この決定の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、決定の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起すること

ができます。」

に改める。

（福岡県警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規程の一部改正）

第2条 福岡県警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規程（平成18年3月福岡県警察本部告示第15号）の一部を次のように改正する。

様式第4号から様式第5号の2まで、様式第11号、様式第11号の2、様式第13号から様式第14号の2まで及び様式第20号から様式第21号の2までの規定中「60日」を「3か月」に改める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

#### 福岡県公安委員会規則第5号

福岡県警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成28年3月29日

福岡県公安委員会

福岡県警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則

福岡県警察職員の配置定員に関する規則（昭和46年福岡県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条各号を次のように改める。

(1) 警察本部

警察官 3,852人

一般職員 578人

(2) 警察署

警察官 7,217人

一般職員 327人

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

**福岡県公安委員会告示第75号**

猟銃等講習会及び年少射撃資格講習会に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年3月29日

福岡県公安委員会

猟銃等講習会及び年少射撃資格講習会に関する規程の一部を改正する告示  
猟銃等講習会及び年少射撃資格講習会に関する規程（平成21年12月福岡県公安委員会告示第361号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項を次のように改める。

2 考查内容及び合格基準は、別表に定めるとおりとする。

第9条第2項を次のように改める。

2 考查内容及び合格基準は、別表に定めるとおりとする。

別表考查内容の項中「20問（四肢択一式）」を「50問（正誤式）」に改め、同表合格基準の項を次のように改める。

合格基準	<input type="radio"/> 初心者講習会の考查は、45問以上の正答とする。 <input type="radio"/> 年少射撃資格講習会の考查は、35問以上の正答とする。
------	---

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

**福岡県公安委員会告示第81号**

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第1項の規定に基づき、福岡県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則（案）について、平成28年2月15日から同年3月15日までの間、意見公募手続を実施したので、同条例第41条第1項の規定に基づき、その結果を告示する。

平成28年3月29日

福岡県公安委員会

1 規則の題名

福岡県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則（平成28年福岡県公安委員会

規則第6号）

2 規則の公布の日

平成28年3月29日

3 意見公募手続の結果

意見は提出されなかったため、原案のとおり規則を制定することとした。

4 関連資料

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<http://www.police.pref.fukuoka.jp> /）に掲載するほか、福岡県警察本部暴力団対策部組織犯罪対策課に備え置く。

**福岡県公安委員会規則第6号**

福岡県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成28年3月29日

福岡県公安委員会

福岡県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県暴力団排除条例施行規則（平成22年福岡県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第22条」を「第22条第1項」に改める。

第13条の次に次の1条を加える。

（勧告の適用除外）

第13条の2 条例第22条第2項に規定する事実の報告又は資料の提出は、事実報告書（様式第11号の2）により行うものとする。

2 条例第22条第2項の規定による条例第15条第2項、第17条の3、第19条第2項又は第20条第2項の規定に違反する行為を行わない旨の書面の提出は、誓約書（様式第11号の3）により行うものとする。

様式第3号から様式第5号までの規定中

営業の種類	<input type="checkbox"/> 法第2条第1項第 号の風俗営業（ ） <input type="checkbox"/> 法第2条第11項第3号の酒類提供飲食店営業 <input type="checkbox"/> 法第33条第1項の深夜における酒類提供飲食店営業
-------	--

を

営業の種別	<input type="checkbox"/> 法第2条第1項第 号の風俗営業 ( ) <input type="checkbox"/> 法第2条第11項の特定遊興飲食店営業 <input type="checkbox"/> 法第2条第13項第4号の酒類提供飲食店営業 <input type="checkbox"/> 法第33条第1項の深夜における酒類提供飲食店営業
-------	--

に改める。

様式第11号中「第22条」を「第22条第1項」に改め、同様式の次に次の2様式を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第3号から様式第5号までの改正規定は、平成28年6月23日から施行する。

## 様式第 1 1 号の 2 (第 1 3 条の 2 関係)

※受理年月日	※受理番号
--------	-------

事実報告書

年 月 日

福岡県公安委員会 殿

報告者の氏名又は名称及び住所

㊦

福岡県暴力団排除条例（平成 2 1 年福岡県条例第 5 9 号）第 3 条 第 1 項の規定に違反する行為を行ったので、下記のとおりその事実について報告します。

記

違反の日時	年 月 日 午前・午後 時 分頃から 年 月 日 午前・午後 時 分頃まで
違反の場所	
違反の内容	

注 1 ※印欄には、記載しないこと。

- 2 違反の内容欄には、違反に至った経緯、その相手方、状況等を具体的に記載すること。
- 3 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 4 違反の内容に関する資料があるときは、必要に応じて添付すること。

(A 4)

様式第 1 1 号の 3 (第 1 3 条の 2 関係)

誓約書

将来にわたって福岡県暴力団排除条例 (平成 2 1 年福岡県条例第 5 9 号) 第 5 条  
第 1 項の規定に違反する行為を行わないことを誓約します。

年 月 日

住所

氏名又は名称

印

福岡県公安委員会 殿

(A 4)

# 雑 報

## 西日本宝くじ事務協議会告示第1号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2185回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成28年3月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2185回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 600,000,000円  
10万通 30組
- 4 証 票 金 額 1 枚 200円
- 5 発 売 期 間 平成28年4月1日から  
平成28年4月12日まで
- 6 抽 せ ん 日 平成28年4月14日
- 7 当せん金支払開始日 平成28年4月19日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	60,000,000円	1本
1等の前後賞	10,000,000円	2本
1等の組違い賞	100,000円	29本
2 等	250,000円	120本
3 等	50,000円	1,200本
4 等	200円	300,000本
春 爛 漫 賞	7,000円	6,000本

## 9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

## 西日本宝くじ事務協議会告示第2号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2186回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成28年3月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2186回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 300,000,000円  
10万通 30組
- 4 証 票 金 額 1 枚 100円
- 5 発 売 期 間 平成28年4月6日から  
平成28年4月19日まで
- 6 抽 せ ん 日 平成28年4月21日
- 7 当せん金支払開始日 平成28年4月26日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	20,000,000円	1本
1等の前後賞	5,000,000円	2本
1等の組違い賞	100,000円	29本

2	等	500,000円	6本
3	等	100,000円	60本
4	等	10,000円	1,200本
5	等	5,000円	9,000本
6	等	100円	300,000本

## 9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

**西日本宝くじ事務協議会告示第3号**

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2187回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成28年3月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- 1 名 称 第2187回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 600,000,000円  
300万通
- 4 証 票 金 額 1枚 200円
- 5 発 売 期 間 平成28年4月13日から  
平成28年4月26日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成28年4月13日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	1,000,000円	30本
2 等	100,000円	60本
3 等	50,000円	120本
4 等	10,000円	15,000本
5 等	1,000円	17,868本
6 等	200円	300,000本

## 8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

**西日本宝くじ事務協議会告示第4号**

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2188回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成28年3月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- 1 名 称 第2188回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 250,000,000円  
10万通 25組
- 4 証 票 金 額 1枚 100円
- 5 発 売 期 間 平成28年4月27日から  
平成28年5月10日まで

6 抽 せ ん 日 平成28年5月12日

7 当せん金支払開始日 平成28年5月17日

8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	10,000,000円	1本
1等の前後賞	2,500,000円	2本
1等の組違い賞	100,000円	24本
2 等	1,000,000円	3本
3 等	100,000円	50本
4 等	50,000円	500本
5 等	3,000円	10,000本
6 等	100円	250,000本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

#### 西日本宝くじ事務協議会告示第5号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2189回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成28年3月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

1 名 称 第2189回西日本宝くじ

2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行

及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5

3 発売総額及び通数 500,000,000円

250万通

4 証 票 金 額 1 枚 200円

5 発 売 期 間 平成28年4月27日から  
平成28年5月10日まで

6 当せん金支払開始日 平成28年4月27日

7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	500,000円	50本
2 等	100,000円	150本
3 等	10,000円	1,500本
4 等	3,000円	15,000本
5 等	1,000円	75,000本
6 等	200円	250,000本

8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

#### 西日本宝くじ事務協議会告示第6号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2190回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成28年3月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

1 名 称 第2190回西日本宝くじ

- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 500,000,000円  
250万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成28年5月11日から  
平成28年5月24日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成28年5月11日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	3,000,000円	5本
2等	100,000円	100本
3等	10,000円	1,000本
4等	500円	30,000本
5等	200円	250,000本
ルフィ賞	5,000円	25,000本

8 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

**西日本宝くじ事務協議会告示第7号**

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2191回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成28年3月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名称 第2191回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 500,000,000円  
250万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成28年5月25日から  
平成28年6月7日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成28年5月25日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	1,000,000円	25本
2等	100,000円	50本
3等	50,000円	100本
4等	10,000円	12,460本
5等	1,000円	15,500本
6等	200円	250,000本

8 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

**西日本宝くじ事務協議会告示第8号**

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2192回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成28年3月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本

・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名称 第2192回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 250,000,000円  
10万通 25組
- 4 証票金額 1枚 100円
- 5 発売期間 平成28年6月4日から  
平成28年6月21日まで
- 6 抽せん日 平成28年6月23日
- 7 当せん金支払開始日 平成28年6月28日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	7,770,000円	1本
2等	100,000円	25本
3等	70,000円	500本
4等	7,000円	5,000本
5等	100円	250,000本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

**西日本宝くじ事務協議会告示第9号**

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2193回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成28年3月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名称 第2193回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 600,000,000円  
300万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成28年6月8日から  
平成28年6月28日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成28年6月8日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	1,000,000円	36本
2等	100,000円	420本
3等	30,000円	2,400本
4等	2,000円	30,000本
5等	200円	300,000本

8 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

**西日本宝くじ事務協議会告示第10号**

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2194回

西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成28年3月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2194回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 600,000,000円  
10万通 30組
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成28年6月22日から  
平成28年7月5日まで
- 6 抽せん日 平成28年7月7日
- 7 当せん金支払開始日 平成28年7月12日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	40,000,000円	1本
1等の前後賞	10,000,000円	2本
1等の組違い賞	100,000円	29本
2等	250,000円	120本
3等	3,000円	30,000本
4等	200円	300,000本
幸運の女神賞	10,000円	2,100本

#### 9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。

- (2) 証票は転売できない。

#### 西日本宝くじ事務協議会告示第11号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2195回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成28年3月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2195回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 250,000,000円  
10万通 25組
- 4 証票金額 1枚 100円
- 5 発売期間 平成28年6月29日から  
平成28年7月12日まで
- 6 抽せん日 平成28年7月14日
- 7 当せん金支払開始日 平成28年7月19日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	10,000,000円	1本
1等の前後賞	2,500,000円	2本
1等の組違い賞	100,000円	24本
2等	250,000円	50本
3等	25,000円	2,000本
4等	100円	250,000本

#### 9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

### 西日本宝くじ事務協議会告示第12号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2196回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成28年3月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2196回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 500,000,000円  
250万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成28年6月29日から  
平成28年7月19日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成28年6月29日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	1,000,000円	30本
2等	100,000円	300本
3等	30,000円	2,125本
4等	2,000円	25,000本
5等	200円	250,000本

### 8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

### 西日本宝くじ事務協議会告示第13号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2197回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成28年3月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2197回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 500,000,000円  
250万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成28年7月20日から  
平成28年8月2日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成28年7月20日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	3,000,000円	5本
2等	100,000円	100本
3等	10,000円	5,000本
4等	3,000円	25,000本

5	等	1,000円	25,500本
6	等	200円	250,000本

## 8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

**西日本宝くじ事務協議会告示第14号**

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2198回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成28年3月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- 1 名 称 第2198回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 500,000,000円  
250万通
- 4 証 票 金 額 1 枚 200円
- 5 発 売 期 間 平成28年8月31日から  
平成28年9月13日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成28年8月31日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	500,000円	50本
2 等	30,000円	2,000本

3	等	5,000円	13,000本
4	等	1,000円	25,000本
5	等	200円	250,000本

## 8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

**西日本宝くじ事務協議会告示第15号**

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2199回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成28年3月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- 1 名 称 第2199回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 600,000,000円  
10万通 30組
- 4 証 票 金 額 1 枚 200円
- 5 発 売 期 間 平成28年9月7日から  
平成28年9月20日まで
- 6 抽 せ ん 日 平成28年9月23日
- 7 当せん金支払開始日 平成28年9月28日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
-----	-------	-------

1	等	30,000,000円	1本
1	等の前後賞	10,000,000円	2本
1	等の組違い賞	100,000円	29本
2	等	1,000,000円	9本
3	等	250,000円	120本
4	等	3,000円	30,000本
5	等	200円	300,000本
	女神の微笑み賞	25,000円	1,200本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

**西日本宝くじ事務協議会告示第16号**

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2200回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成28年3月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- |   |                   |                              |
|---|-------------------|------------------------------|
| 1 | 名 称               | 第2200回西日本宝くじ                 |
| 2 | 受託銀行等の名称<br>及び所在地 | 株式会社みずほ銀行<br>東京都千代田区大手町1-5-5 |
| 3 | 発売総額及び通数          | 500,000,000円<br>250万通        |
| 4 | 証 票 金 額           | 1枚 200円                      |
| 5 | 発 売 期 間           | 平成28年9月14日から                 |

平成28年9月27日まで

6 当せん金支払開始日 平成28年9月14日

7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	2,000,000円	10本
2 等	100,000円	250本
3 等	10,000円	3,070本
4 等	3,000円	25,000本
5 等	1,000円	25,000本
6 等	200円	250,000本

8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

**西日本宝くじ事務協議会告示第17号**

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2201回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成28年3月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- |   |                   |                              |
|---|-------------------|------------------------------|
| 1 | 名 称               | 第2201回西日本宝くじ                 |
| 2 | 受託銀行等の名称<br>及び所在地 | 株式会社みずほ銀行<br>東京都千代田区大手町1-5-5 |
| 3 | 発売総額及び通数          | 250,000,000円<br>10万通 25組     |

- 4 証 票 金 額 1 枚 100円  
5 発 売 期 間 平成28年9月21日から  
平成28年10月4日まで  
6 抽 せ ん 日 平成28年10月6日  
7 当せん金支払開始日 平成28年10月11日  
8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	15,000,000円	1 本
1 等の前後賞	2,500,000円	2 本
1 等の組違い賞	100,000円	24本
2 等	150,000円	200本
3 等	30,000円	1,000本
4 等	100円	250,000本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
(2) 証票は転売できない。

**福岡県環境審議会公告**

福岡県廃棄物処理計画に係る福岡県環境審議会の答申案について、審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱（平成12年2月29日11行改推第92号）第2条第1項の規定により、意見を募集した結果、意見の提出はなく、知事への答申要旨について、同要綱第8条第1項の規定により、次のとおり公表します。

平成28年3月29日

福岡県環境審議会会長 浅野 直人

1 答申の要旨

福岡県廃棄物処理計画について（答申）

第1章 計画の基本的事項

- 第1節 廃棄物処理計画とは  
第2節 計画の期間及び対象  
第2章 廃棄物処理の現状及び前計画の目標の進捗状況  
第1節 一般廃棄物処理の現状  
第1 ごみの排出、処理及び最終処分  
第2 し尿等の排出、処理等  
第3 一般廃棄物処理施設  
第2節 産業廃棄物処理の現状  
第1 産業廃棄物の発生、処理及び最終処分  
第2 産業廃棄物処理施設  
第3 不適正処理の状況  
第3節 前計画の目標の進捗状況  
第1 一般廃棄物（ごみ）  
第2 産業廃棄物  
第3章 廃棄物処理の課題及び基本方針  
第1節 廃棄物処理の課題  
第2節 廃棄物処理の基本方針  
第4章 目標の設定  
第1節 廃棄物の減量化の目標の設定の考え方  
第2節 一般廃棄物（ごみ）の減量化の目標  
第3節 産業廃棄物の減量化の目標  
第5章 各主体の役割及び連携  
第6章 主要施策  
第1節 循環型社会の構築  
第1 3R（排出抑制・再利用・再生利用）に関する取組  
第2 資源循環利用に関する産業の育成  
第3 よりよい環境を実現するための人づくり・地域づくり  
第4 循環型社会形成に係る法律の施行  
第5 バイオマスの活用

## 第2節 廃棄物の適正処理による環境負荷の低減

## 第1 廃棄物の適正処理の推進

## 第2 廃棄物の不適正処理の防止

## 第3節 災害廃棄物の適正処理

## 第1 災害廃棄物の減量化等の適正処理

## 第2 災害廃棄物の適正処理体制

## 第3 災害における産業廃棄物処理施設の活用

## 第7章 計画の進捗管理

\* 知事への答申の詳細につきましては福岡県ホームページ

(<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/haikisyoritousinn.html>) をご覧ください。

---

**福岡県環境審議会公告**

福岡県災害廃棄物処理計画に係る福岡県環境審議会の答申案について、審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱（平成12年2月29日11行政推第92号）第2条第1項の規定により、意見を募集した結果、意見の提出はなく、知事への答申要旨について、同要綱第8条第1項の規定により、次のとおり公表します。

平成28年3月29日

福岡県環境審議会会長 浅野 直人

## 1 答申の要旨

福岡県災害廃棄物処理計画について（答申）

## 第1編 総則

## 1 基本的事項

1-1 計画策定の背景及び趣旨

1-2 本計画の位置づけ

1-3 処理主体

1-4 本県の特徴

1-5 対象とする災害と災害廃棄物

1-6 災害廃棄物処理の基本的な考え方

## 2 組織体制・指揮命令系統

2-1 災害対策本部、災害廃棄物対策における県組織（チーム）の構成

2-2 災害廃棄物対策における県組織（チーム）設置の留意事項

## 3 情報収集・連絡

3-1 県災害対策本部との連絡及び収集する情報

3-2 国、近隣他県等との連絡

3-3 市町村との連絡及び収集する情報

## 4 協力・支援体制

4-1 市町村、都道府県及び国の協力・支援

4-2 民間事業者の協力

## 5 災害廃棄物処理を担う人材の教育訓練・育成等

## 第2編 災害廃棄物処理対策

## 1 災害廃棄物発生量の推計

1-1 地震による災害廃棄物

1-2 地震発生推計に基づく災害廃棄物の処理フロー

1-3 地震発生推計によるし尿、避難所ごみ・生活ごみの処理

1-4 風水害による災害廃棄物

## 2 災害廃棄物処理

2-1 災害廃棄物の処理の流れ

2-2 処理スケジュール及び処理フロー

2-3 事務委託、事務代替

2-4 広域処理体制

2-5 収集運搬体制の確保

2-6 仮置場の確保

2-7 処理施設の確保

2-8 環境対策、モニタリング、火災対策

2-9 処理困難物の処理

2-10 取扱いに配慮が必要となる廃棄物の処理

\* 知事への答申の詳細につきましては福岡県ホームページ

(<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/saigaihaikitousinn.html>) をご覧ください。  
い。